

厚岸町議会 第3回定例会

平成23年9月8日
午前10時00分開会

- 議長（音喜多議員） ただいまから、平成23年厚岸町議会第3回定例会を続会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

- 議長（音喜多議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、7番、金橋議員、8番、竹田議員を指名いたします。

- 議長（音喜多議員） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

委員長の報告を求めます。

9番、南谷委員長。

- 南谷委員長 昨日、9月7日午後3時から第10回議会運営委員会を開催し、本定例会に新たに提出される意見書案の取り扱い、並びに今後の予算及び決算審査の進め方について協議をしましたので、その内容について報告いたします。

意見書案第3号森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書1件の審査方法は、本会議において審査することに決定しました。

次に、予算及び決算の進め方は、前例に倣い、予算については原則、款、項、目で、決算については款項で進めていくことに決定いたしました。

以上、議会委員会報告といたします。

- 議長（音喜多議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

- 議長（音喜多議員） 日程第3、昨日に引き続き一般質問を行います。

初めに、3番、石澤議員の一般質問を行います。

3番、石澤議員。

- 石澤議員 おはようございます。本定例会に当たりまして、さきに提出した通告書に従って質問を行います。

まず最初に、再生可能な自然エネルギーの活用について質問いたします。

町として、自然エネルギーを利用した地域エネルギー自給率を高める取り組みを始めるつもりはないですか。

町の施設で太陽光発電などを利用するつもりはないですか。町独自で自然エネルギー

を利用した施設に対して支援するつもりはないですか。

次に、国民健康保険について質問いたします。

低所得者への条例減免のさらなる拡大は考えられないですか。厚岸町では、国民健康保険法第44条の減免の活用はどうなっていますか。町独自の保険税の軽減を考えられないですか。

以上で、1回目の質問を終わります。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） おはようございます。

3番、石澤議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の再生可能な自然エネルギー活用について、町として、自然エネルギーを利用した地域エネルギー自給率を高める取り組みを始めるつもりはないかについてであります。私たちの生活や産業活動において、エネルギーは欠くことのできない資源であります。このエネルギー資源には、石油、石炭、天然ガスなどの、いわゆる化石エネルギーのほか、太陽光、風力、地熱、水力などの自然エネルギー、さらには原子力・核融合といったエネルギーがありますが、現在においては、化石エネルギーがエネルギー供給の大半を占めております。

しかし、化石エネルギーについては、その資源にも限りがあり、世界的なエネルギー消費の飛躍的な増大を考えた場合、原油価格等の高騰による深刻なエネルギー危機が発生する可能性も否定できません。また、化石エネルギーの利用は、地球温暖化を初めとする地球環境問題の原因にもなっております。

また、原子力は、発電時に温室効果ガスを排出しないことなどの優れた特性を持っているものの、放射性廃棄物の処理・処分の方法が確立されていないことや、3月11日発生した東日本大震災による福島第一原発事故を教訓に、原子力に依存しない社会の実現を目指す動きが活発になってきております。

こうした中、太陽光や風力などの自然エネルギーは、自然環境の中で無限に繰り返し利用できることから、再生可能エネルギーとも呼ばれており、環境影響物質を排出しないクリーンなエネルギーであることから、再生可能エネルギーの導入・活用が急速に求められてきているところであります。

厚岸町といたしましても、こうした時代の要請を的確にとらえながら、国や北海道とも連帯して、実施すべき施策・時期を見きわめた上で取り組んでまいりたいと考えております。なお、先月の9日には、北海道町村会として地域の特色を生かした再生可能エネルギーの積極的な活用について、政府与党など関係機関に対し、緊急要望書の提出を行ったところであります。

次に、町の施設で太陽光発電などを利用するつもりはないかについてであります。先日、新聞に、北海道の省エネルギー・新エネルギー促進条例に基づき、平成22年度を目標年度に策定した行動計画の平成20年度における達成状況が報道されました。この中で、太陽光発電の達成率については8.1%にとどまっており、計画策定時に予想したほど太陽光パネルの価格が下がらなかったことが主な原因と分析されているとおり、まだま

だ発電設備が高額で初期投資がかさむほか、発電量が天候や季節に大きく左右されるため普及が思うように進んでいない現状にあります。

一方で、太陽光や風力などで発電した電力の全量を、発電側に有利な価格で長期期間買い取るよう電力会社に義務づける再生エネルギー特別措置法が本年8月26日に成立したところでありますが、この法律の柱となる肝心の買取価格については、来年7月までに決定されることとなっております。

また、今日2日に発足した野田内閣で経済産業大臣に就任した鉢呂大臣は、今後のエネルギー政策に関して、風力や太陽光発電施設に対する国の支援について、前向きに再生可能エネルギーを推進する視点で検討すると表明しており、再生可能エネルギーに普及促進に向けた国の施策に期待をしているところであります。

このため、町有施設における太陽光発電などの利用については、今後の国等の動向に注視しつつ、導入にあっては費用対効果を十分に検証し、研究・検討を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、町独自で自然エネルギーを利用した施設に対して支援するつもりはないかについてであります。太陽光や風力などの自然エネルギーを活用するためには、多額の施設整備費が必要となります。国等においては、こうした多額の施設整備費の軽減のほか普及促進を図ることを目的に、住宅などに新たに太陽光発電システムを設置する場合などにあっては、整備費の一部を助成する制度を設けております。

ご質問にある町独自という部分に関しましては、現在の町財政状況のほか、現在、国では震災復興に向けた国づくりを中心として対応することから、今後の地方財政対策が大変不透明な状況にあり、これを見きわめていく必要があるため、助成制度の創設にあっては、これらを踏まえて対応せざるを得ないことをご理解ください。

なお、自然エネルギーの普及促進に関しましては、私といたしましても、大変重要な施策と考えておりますので、国等における助成制度の周知のほか、さきに成立した再生エネルギー特別措置法に基づく施策動向に注視し、今後の町独自の支援策について、研究・検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

続いて、2点目の国民健康保険についてのうち、初めに低所得者への条例減免のさらなる拡大を考えられないかについてであります。地方税法第717条においては、地方団体の長は、天災その他特別の事情がある場合において水利地益税等の減免を必要とする者、貧困により生活のための公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該地方団体の条例の定めるところにより、当該水利地益税等を減免することができることとあり、厚岸町国民健康保険においても、厚岸町国民健康保険税条例に、災害被災者や生活困窮者に対する減免などについて規定し、その運用をしているところであります。

また、条例減免のほかでは、所得の低い方に対しては保険税の減額、非自発的解雇による失業者の急激な所得の減に対する方については課税の特例により、それぞれ保険税負担の軽減を実施しております。

本町の国民健康保険の現状は、医療費の増加により、保険給付の財源となる保険税が不足している状況にあり、安定した制度の運営を行うためには、保険税を確保し、健康診査等の実施により医療費の抑制をしていくことが最も重要であると考えております。

ご質問にあります低所得者への条例減免のさらなる拡大については、拡大した分の財源の確保が必要となりますが、これについては保険税率を引き上げ、全体の中で財源を確保するほか、一般会計から保険税不足分として他の税金を投入するしかないのが現状であります。減免の拡大を行うために保険税率の引き上げを行うと、減免適用を受ける被保険者と減免適用を受けない被保険者とのバランスを失うことにもなりかねず、また、一般会計から減免分として他の税金の投入をした場合は、国保の被保険者以外の方の税金を国保の被保険者の保険給付に使用することとなり、負担の公平を欠くおそれがあることから、その実施については、困難な状況となっております。

次に、厚岸町では、国民健康保険法第44条の減免の活用はどうなっているのかについてであります。当町では、被保険者が保険医療機関等にかかった際に支払う一部負担金の減免につきましては、これまで対象となる事例がなかったことから、行っていないのが現状となっております。

次に、町独自の保険税の軽減を考えられないのか、についてであります。一つ目の低所得者の条例減免のさらなる拡大でもお答えさせていただきましたが、町独自で保険税の軽減を実施しようとすることは、その軽減分の財源を他に求めなければならず、保険税率を引き上げ、全体の中で軽減分の収入を確保するか、一般会計から保険税不足分として、他の税金を投入するしかないのが現状となっており、厚岸町の国民健康保険の運営状況を見ますと、その実施は困難であると考えておりますので、ご理解願います。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 3 番、石澤議員。

●石澤議員 この自然、可能なエネルギーの活用についてというのを質問出したのは、今回の原発震災の事故で、原発に頼らないものを町独自でつくっていったほうがいいなという思いから質問いたしたんですけれども、いまだに放射能汚染が進行してますし、それがどういう状況になっているかもわからない。それから収束する見込みもないということは、実際に福島で起きてます。私たちの住んでいるこの厚岸は、今別海で泊から420キロくらい、直線でと言ってい

ました。神奈川県でお茶から出ましたよね、セシウムが、出て問題になりましたけれども、その距離というのは大体別海と同じような、似たり寄ったりなんです。もし泊で起きた場合には、私たちは酪農地帯ですから、牛をしょって逃げるわけにもいかないし、草を持って逃げるわけにもいかないんですよね。本当に北海道にきちっと求めていかなければならないんですけれども、地域循環型できちっとした地域でできるものを自分たちでエネルギーの循環というのを考えて、それから原発を使わなくてもいいんだよというのを示していく必要があるのではないかなと思って、今回質問いたしました。

その中で、今回はまだ国の助成が出ているのが太陽光だけですので、太陽光に関して質問いたしますけれども、厚岸町の施設で使われている重油代というのは、どのくらいになっていきますか。例えば電気をやっている、例えば役場も電気ですよ、電気暖房ですよ。電気のエネルギーを使っている学校とかありますけれども、その総額の重油代というのは結構な金額になると思うんですけれども、どのくらいになっているのかは、

簡単にはわからないんですか。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午前10時18分休憩

午前10時25分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。
まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 貴重な時間費やしまして申しわけございません。

町有施設、設備全体ということで、これ金額まではちょっと拾い切れませんでした、今現在、それで量でご説明させていただきます。

関連もございますので、油類全体ということで、まずA重油でございます。A重油につきましては、57万6,190リッター、軽油は10万7,545リッター、灯油20万2,514リッター、ちなみにガソリンもご説明しますと、2万2,228リッターという使用量ということになってございます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 この中で太陽光とかにかえていける部分というのは、どのくらいあるのでしょうか。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えを申し上げます。

今ご説明した中で、どれだけの部分が太陽光のほうに振りかえ可能なのかというご質問でございますけれども、これにつきましては、正直なところ太陽光発電を利用した運用というものを町のほうでは、これまで考えてきているところではございませんので、どこまで、これ全体の施設でございますから、施設ごとに建設をやっているというふうには思いますけれども、その部分はまだつかんでおりません。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 地域内循環ということで厚岸、この道東なんですけれども、この地域というのは太陽光にすごく適しているんですよね。寒さも非常に太陽光に適しているということで、太陽熱の効率が物すごくいい場所なんです。学校とか、それからそういう使えるところに使っていくことで、今までかかっていたものが電気代売らないで、売電も含めてその費用として町の中に上がってくることができるので、その辺をしっかりと

検討してほしいなと思うんですよ。実際今は、前は平成23年のときは48円でした売電のお金がね。今42円です。何かだんだん下がっているくらいで、35円とか何とかと言ってますけれども、来年の7月には正式に上がってくると思いますが、今現在時点でも42円です。来年が38円とかと言ってました。それで、そういうこれは我が家の状態なんですけれども、うちでも結構年間、月何ぼというのは使って売電をしてね、そして使った上で売電を可能で、しかも昼間の電気ということで、冬でもそれから今の時期でもガスがかかっている、すごく効率がいい発電状態なんですよ。

それで、学校の設備の中に、今町でお金が足りないんだと、資金不足だということを話しますけれども、少しでもそういうもので町の中で循環させるものをつくり上げていったほうがいいと思うのですよ。ここで検討すると言ってましたけれども、そういうのも含めて具体的に検討していったほしいと思うんですけれども、どうでしょうか。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えをいたします。

太陽光発電につきましては、今ご質問者言われたとおり、この道東地区というのは、大変太陽光については適しているというふうになっております。1年間を通じた、夏場はこのように、今日はあれですけれども、海霧が発生するとかというのはありますけれども、1年を通じると日照時間は全国の中でも長いと。それと、雪が降っても雪の量が少ないという部分での設備費も、雪の多いところからみると軽減できる。あるいはこの冷涼な気候というのが熱交換率のほうにすごく適しているという部分では、そういう評価をされているようでございます。

今ご質問のあった学校等々ですね、学校を初めとした町有施設のほうでの普及について、検討を前向きにしていっていただこうというご提言でございますが、先ほど町長の1回目の答弁でもございましたとおり、北海道のほうも省エネ、新エネということで、それを促進していこうという計画を2001年に作成をして、10年度を目標に取り組んできた。ただ、太陽光につきましては、8.1%までしか達成しなかった。これはどうしてかという、ご質問議員は自宅のほうでも整備しているということで、ご承知かと思いますが、国、道が当初思ったほど太陽光パネルの価格が下がらないということで、設備投資がかなり高価なものになってきたというのか実態にあります。国の助成制度につきましても、整備するに当たって1キロワット当たり4万8,000円ということで、去年は7万円、今年は4万8,000円ということで、国も普及をしていきたいと思います、こういった全国的な数が普及してくると予算の関係もあって、単価当たりがだんだん下がってきているという状況にあると。

北海道も19年ころまででしょうか、独自の助成金も設けていたわけでございますけれども、それもなくなっているという状況の中では、まだまだ整備に当たって自己負担といいますか設置者に対する負担が大きいというのが、これが普及に向かったの問題になっている部分だというふうに思っています。ただ、先ほども言われたとおり、国のほうの特措法ができて、来年、長期間ある程度の価格で購入してもらうという買い取り制度を組み込んだ法律も来年7月から施行されます。それによって設備投資に伴う回数がある程

度想定できるような見込みにもなっているわけでございますけれども、そういった制度を十分見きわめていく必要があるだろうというふうに思っております。

町長の答弁にもありましたけれども、こういった自然エネルギーを活用することというのは、大変重要だというふうに町長のほうも認識してますし、担当のほうでも思っております。そういった部分では普及に向けた取り組みをぜひやっていきたいとは思いますが、厚岸町全体の中で考えますと、当然今国のほうも検討されるであろう助成制度を、見きわめながら費用対効果等々を検討して、整備については厚岸全体の中で検討をさせていただきたいというふうなご答弁になるかというふうに思います。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 わかりました。ほかの町村では出しているんですよね。別海なんかもこういう助成を出して、今、大量にその助成出ているものですから、たくさんの応募があって、今回の9月のときに補正をかけて、また太陽光をやっていくということもしてます。だから要は厚岸町の中でエネルギーが循環して、それが町に戻ってくることを考えたほうがいいと思うんですよ。そして重油を買って、重油を買うと買うお金はありますけれども、その10%ぐらいしか町に残らないで、あとは全部外に出ていくというよりは、厚岸の中で循環することを、これから自然エネルギーというのはそういう意味で大事だと思いますので、循環することを考えてもらいたいと思います。

次に、国保に移ります。

44条の適用をしていないということですが、これは知らせていないからなんではないですか、きちっと知らせていますか、それはどうなっているんでしょう。

●議長（音喜多議員） 町民課長。

●町民課長（稲垣課長） 国民健康法の第44条の関係でございますけれども、現在厚岸町では国民健康保険法の44条の関係で、被保険者が保険医療機関等にかかった際に支払う一部負担金の減免及び猶予について、厚生労働省のほうの通知により、それらの基準に従い運用をしているところでございますが、1回目の答弁でも申し上げましたが、今まで該当する事例がありませんでした。よって、減免猶予の実態はなかったわけですが、町民の方に関しての周知に関しましては、はっきり言いまして周知徹底に不足していたことをおわび申し上げたいと存じます。

今後につきましては、毎年7月に発行されます保険税納付書の配布のときにあわせて、保険税のあらまし等で、この減免猶予制度について広く周知していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 これわかりました。

その窓口の負担免除ですよ、44条の場合は。その所得にあわせて保険税、生活が大

変でも病院にかかれないのを防ぐために、国のほうで設置したものです。それで厚岸町の介護保険の滞納を余儀なくされている世帯の平均的な収入というのはどのくらいなのか、つかんでますか。介護でなく、ごめんなさい国保の滞納を余儀なくされている世帯の平均的な収入。どの層に一番多いのか、その辺どうでしょう、つかんでますか。

●議長（音喜多議員） 町民課長。

●町民課長（稲垣課長） 保険税の滞納が多い世帯の関係でございますけれども、ちょっと町民課のほうでは、その辺押さえておりません。

●議長（音喜多議員） 町民課長。

●町民課長（稲垣課長） ただいま答弁いたしました、町民課としては、を削除して町ではとらえていないという答弁をいたしたいと思います。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 納税ができなくなった人たちの納税相談というのはやってないんですか、やっていますよね。

●議長（音喜多議員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） お答え申し上げます。

納税相談については行っておりますが、先ほどご質問者がおっしゃられました滞納している方が、どのような収入の方が多いかという部分については、そういったどの層がというような調査と申しますか、そういう部分についてはないということでございます。ただし、滞納している状況はさまざまではございますけれども、総じて納めることが困難といいますか、そういう状況というのは例えば、前年の所得に応じて保険税というのはかかっているわけでございますけれども、その当該年度納付する年に諸事情があって、収入だけでなく、これこれしかじかの経費がかかるだとか、さまざまな理由でもって、その納期限ごとに納められない状況がございますので、ただ単に収入だけでとらえるというような調査はしてないということでございますので、ご理解願いたいと存じます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 納税相談は行っているということですよ、今の話を聞きますと。それで、前年度の収入でなりますね。ただ突然もう何もなくなっちゃった。今回の津波の災害もありますよね。今手元にお金は本当はないですよ、それでも前年度の収入で保険税を納めなさいと言われた場合に、それは確かに前年度は、もしいろいろなものがとれてい

たのもあるだろうし、それから酪農であれば営農をやっているにあればありますかもしれません。でも、その酪農だって借金まみれで倒産するということだってありますよね。全部農協に持って行ってしまっても何も残らないとか。

離農することが必ずしも、財産を残して離農する人ばかりじゃないですよ。それから震災とか、それでつぶれていく場合でも倒産する場合でも、本当に何にもなくなっている、その人でもやっぱり前年度の資産でやっちゃうわけではないでしょう。ちゃんとそれを含めたことで計算すると思うんですけども、その旨の相談というのはきちっと乗っているのですか。

●議長（音喜多議員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 今ご質問者がおっしゃられたことの状況ですけれども、一つつけ加えさせていただきますけれども、前年度の収入、当該年度の収入だけで、税を納めるという状況にない方もいらっしゃいます。というのは、財産がある場合もある、いわゆる過去の預貯金等を現金化できるもの等、こういった財産をもって納税をするという方も当然いらっしゃいます。ですから、ただ単に当該年度だけの収入が前年度よりも減収になったとか、そういうことだけで直ちに納められない状況になるという場合は、財産がない場合とかいう場合は、当然納税相談に応じてそれ相応の措置を講じて納めやすくする分納の形だとか、そういった相談には十分応じているつもりでございます。

それから、おっしゃられた部分については、極端な例かなというふうに思いますけれども、ご質問者おっしゃられたような状況になれば、法と条例の手続をもって、最終的には不納欠損のほうに至るぐらい極端な例をおっしゃったのではないかなというふうに思いますけれども、滞納の状況については当該年度納めなくても、翌年度以降に状況が好転した場合には納めていただく場合も多々あるわけでございますから、そういった個々の事情に応じて対応しているということで、ご理解願いたいと思います。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 そうしてください。そして、もともと国保というのは社会保障だと思うんです。住民の暮らしを成り立たなくさせるようなやり方はやめてほしいと思うし、厚岸町でさっき言いました44条の減免の制度なんですけれども、国民健康保険の要綱かな、減免の要綱というのは厚岸町の場合はあるんですか、一部負担、減免または取扱要綱というのは、厚岸町の場合はあるのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 町民課長。

●町民課長（稲垣課長） 44条の関係の厚岸町でのその条項の関係なんですけれども、厚岸町国民健康保険条例施行規則の中に、一部負担について減免、または猶予ができるという規定を設けております。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 国民健康保険の減免のところありますよね、それで、これ要綱をつくらなくても条例だけでできるということなんですか。これは他町村の内容なんですけれども、例えば、いろいろ詳しく災害とか干ばつ、または業務上等の業務停止とか、いろいろな理由があったときに、これで減免できるという、こういうものができ上がっているんですけれども、厚岸町の場合、この国民健康保険の減免の条例だけで、それでこういう44条とかそういうことをできるということなんですか。

●議長（音喜多議員） 町民課長。

●町民課長（稲垣課長） 国民健康保険税の減免なり猶予については、条例のほうで規定を設けておりますけれども、病院のほうに払う一部負担金の関係は、国民健康保険条例施行規則のほうに第13条に、一部負担金の減免または徴収猶予ということでもって、災害、風水害、火災等云々という条項を設けております。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 それを使って、そういうふうにしちつと皆さんがそういうものを受けて猶予するとかいうことを、これからやっていくということなんですね。そういうふうに理解していいのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 町民課長。

●町民課長（稲垣課長） 先ほども申し上げましたけれども、この一部負担金の周知に關しましては、今までははっきり言って周知等をしておりませんでした。これから、今後につきましては、毎年7月に保険税の納付書が出るわけですが、その納付書の配布時にあわせて、一部負担金の減免等の周知につきまして、広く町民のほうに知らせていきたいと考えております。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 今年の健康保険の通知が来ましてね、入ってきたんですよ、こういうものが。だけど、厚岸町のこの保険の内容を見ると、さっぱりわからない。これは違いますけれどもね。ですから、7月でもう終わってますから、来年の7月ということですか、今被災を受けた人たちはいるんですけれども、そういう人たちに知らせる必要はしないということですか。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午前10時47分休憩

午前10時48分再開

- 議長（音喜多議員） 再開します。
町民課長。

- 町民課長（稲垣課長） 貴重な時間をいただきまして大変申しわけございません。

納付書配布時に、国民健康保険税だけではなくて、町民税なり固定資産税の3税のほうもそうなんですけれども、それらについては4月の段階で、減免の規定等について周知をしているところでございますけれども、ただ、この一部負担金の減免なり猶予についての周知は、はっきり言いまして、今までしていなかったのが現状でございまして、厚岸町のその国民健康保険の規則のほうでは、条項を設けてますけれども、詳細の要綱につきましては、早急に整備しまして広く町民のほうに周知していきたいと考えておりますので、ご理解願います。

- 議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

- 石澤議員 今度の町報で間に合うようにつくれますか、それはきついんですか。そんなに難しい問題ではないと思うんですけれども、ほかの町村もやってますし、これは国で出しているものですから、それをどういうふうにするかと考えることだと思うので、そんなに難しい問題ではないと思いますよ。これで助かる人たくさんいると思うんですよね。どうなのでしょう。

- 議長（音喜多議員） 町民課長。

- 町民課長（稲垣課長） お答えしたいと思います。

国のほうから来ている基準通知に関しましては、災害、風水害、火災、その他これらに類する災害により、死亡、障害者となり、資産は重大な損害を受けたとき等になってございまして、今までの事例を申し上げますと、死亡、障害者になる、はたまた住宅等が全壊なり半壊になるという事例はございませんでした。そのほかに、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不良、その他これらに類する理由により収入が減少したとき。もう一つは、事業または業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき等が該当になります。

また、この収入が著しく減少したときの取り扱いなんですけれども、国のほうの基準から言いますと、生活保護の基準以下という通知が来ておりますので、それらに該当する方については、この一部負担の減免猶予は受けられるという形となっております。

- 議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員　今、生活保護以下となっていましたけれども、1.2倍のはずです。以下にしないという通知はないと思います。生活保護の基準以上ということになってまして、それ以下でなければだめだというのはどこにもないと思いますよ。ですから、これはこういうふうにして、いろいろな今挙げられました理由で病院にかかれない人を、なるべくなくすということで。そして、しかもこの一部負担金の減免または猶予することによって、国からのお金がおりにくるはずですが、これに関して、ちゃんと交付金で。そういうふうになってますから、町自体に負担はないと思うんですよ。ですから、町民の生活を守るという基点からも、きちっとこういうものを考えてつくって、そして町民にきちっと周知してください。ほかの町村でできていて厚岸町ができないということはないと思います。ぜひやってほしいと思います。

それと国保の問題なんですけれども、厚岸町は唯一いろいろほかのところもあるんですが、厚岸町があれですね、国保の法定外繰り入れはやってないんですよ。だから一般会計からの法定外繰り入れやってないで、法定内の繰り入れだけで済んでることになってます、ずっと。ほかの町村は法定外繰り入れも入れて、しかも基金を取り崩してというふうになってますよね。ですから、結構高い保険料を取っているの、そうなのかなと思いますけれども、国保というのは、今までは一次産業、農村と漁業とか、そういう一次産業とか、それから自営業者とかが入っていましたけれども、その人たちがずっと生活が大変なる、それから物が売れない、疲弊する。そして、今新たに入ってきているのは、非正規労働者の人たちがどんどん入ってきているということで、国保自体がすごく大変になっているのは、それはわかっています。それでもやっぱり、ここに国が国庫負担を出さない、減らしたというのが最大の原因なんですけれども、これだけ大変になったのは。それでもやっぱり町として、ここで住んでいる人をきちっと守るとか、それから何とか納められる範囲の、その国民健康保険料の設定の仕方、幅広く、上限は決まっていますから、その中をこう細かく幅広く納められるような、一番大変な世帯が納めるのに苦しまなくて、国民健康保険料を払って、それだけのために生活しているということがないようにしてほしいと思うんですよ。そういう幅広さというのか、負担によってはかかってくると思うんですが、均等割とか家族割とかありますけれども、その部分を少し変えろとか、それはできないのかな。その今回の関係で、いろいろなやり方があると思うんですけれども、そういうようなことは薄めるといったら変ですけども、納めやすいようなその幅の広さに広げるということは、できないものなんでしょうか。

●議長（音喜多議員）　町民課長。

●町民課長（稲垣課長）　お答えしたいと思います。

国庫負担率の関係の話も出ましたけれども、平成22年度の国保の財政状況を見ますと、約5,500万円の余剰金が発生しているように見えるんですけども、過去11年間の状況を見ますと、国保の被保険者の医療費の支払いに対する財源不足に充ててるための、一般会計からの繰入額は約7億5,000万円ほどあります。余剰金5,500万円を差っ引いても、約6億9,000万円の国保税以外の税金を投入していることになり、本来の国保制度で考えると、他のところから不足分を借りてきている状況であり、大きな累積赤字を背負って

いることになっております。しかしながら、被保険者が使う医療費の支払いのほうは待ったなしで、国保制度は相互扶助の制度で成り立っており、医療費の支払いに充てるための財源としており、国庫負担率の引き上げという点について、国保の保険者にとって全国的な課題でありますので、町村会等を通じ、医療保険制度の広域化なるとともに、国に対して要望していきたいと考えております。

それと先ほどの、一部負担金の生活保護以下という国からの通知なんですけれども、これは平成22年の11月9日に、厚生労働省の保険局高齢者医療課長のほうから、一部負担金の減額免除、または徴収猶予の取り扱いについての一部改正ということで、通知をいただいております。

その改正の概要なんですけれども、現在その一部負担金の減免等が適用されている者の中に、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者である者という条項があるんですけれども、この第6条第2項に規定する要保護者というのは、現に生活保護を受けているとしないにかかわらず、保護を必要とする状態にある者という生活保護の規定がございます。これらが含まれているところですが、要保護者である者を改め、被保険者の属する世帯の収入が生活保護以下であり、かつ預貯金が生活保護基準の3カ月以下である世帯に属する被保険者を対象に含むものとする通知が来てございますので、先ほど私が申し上げました答弁は、間違いないと思っております。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 含むものですよ。ですから、以下でなければならないということではないでしょう、それも含めて。それよりも、あと、それに対して町としてそれに上乗せする分に対しては、別それに対して何者も、国としてはそれはだめだというものはないですよ、そこまでは含みますよということで。それに対して1.2倍しても、ほかの町村でやっていますから生活保護の1.2倍とか、そういう形で支援をしていくことは可能だというふうに理解していいんじゃないですか。それでなければだめだと、そこまで以上はだめだという意味ではないと思いますけれども、どうでしょう。

●議長（音喜多議員） 町民課長。

●町民課長（稲垣課長） ただいま申し上げましたのは、国からの通知でございまして、町村のほうで規則は設けてございますけれども、今後その要綱等を整備する段階で、そういった生活保護基準法の1.2倍とかという条項は、つけれることは可能だと思っております。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 本来、さっきも言いましたけれども、国保というのは生活保障、社会保障という立場でやっていかなければだめだと思います。お金がないからできないとかいうのではなくて、厚岸の場合は平均の収入もある意味200万円ぐらいだと思うんです。その

辺も含めて、これからもきちんと考えていってほしいし、あと相談のしやすい相談窓口というのかな、きちっともう少し。行ったら相談しづらいというのもあるみたいで、いろいろな税の問題だけでなく、生活のいろいろな問題抱えていくと、消費者相談センターですか、それが釧路にあるから、そっち行っちゃってくださいみたいなことがあるみたいなので、その中にいろいろな税の問題もあると思いますので、もう少しいろいろな相談の受ける窓口を設けながら、税の相談にも乗っていってほしいと思います。これでいいです。質問を終わります。

●議長（音喜多議員） 答弁は。

●石澤議員 お願いします。

●議長（音喜多議員） 町民課長。

●町民課長（稲垣課長） ただいまの保険税の納入に困っている人たちだけでなく、ほかのほうの相談についても、窓口の担当者は、現在も親切丁寧に対応しているつもりとは思っております。この先においても、その今までどおりに親切丁寧に、理解しやすい対応をとっていきたいと考えております。

それと国民健康保険制度の減免の制度に関しましては、今後も継続されていくと考えておりますけれども、今後予定されております高齢者医療制度改革により、後期高齢者医療制度の廃止に伴って、それらの減免がなくなるという形もあるとは思いますが、所得の低い方に対し保険税の減額を行うとか、非自発的解雇による失業者の急激な所得の減に対する課税の特例制度、災害や生活困窮者に対する減免制度については、今後も継続されていくものと考えておりますので、それらの動向や取り扱いについて注視していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 以上で、3番、石澤議員の一般質問を終わります。

次に、8番、竹田議員の一般質問を行います。

8番、竹田議員。

●竹田議員 本定例会で、次の質問をさせていただきます。

1、子供を環境から守るために。

(1) 真龍小学校、体育館を含む（新設建設時）に建物内の子供に対する室内環境のデータをとるように要望していたが、そのデータについて問います。

アとして、子供たちの環境の変化はあったのか。イとして、これからも長くとり続けることにしているのか。

(2) として、子供の健康と環境に関するエコロジーチルドレン調査（エコチル調査）について質問します。

アとして、どこまでの調査をしようとしているのか。イとして、町はどうとらえ、どう対処していくのか。

二つ目として、特定疾患（難病）の治療ための援護旅費助成について質問します。

(1) 内容はどのようなになっているのか。

以上であります。よろしくお願いします。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 8番、竹田議員のご質問にお答えをいたします。

私からは、1点目の子供を環境から守るためについてのうち、二つ目のエコチル調査に関するご質問と、2点目の特定疾患に関するご質問について、続けてお答えをさせていただきます。なお、1点目の一つ目のご質問については、私の後に教育長から答弁がございます。

それでは、1点目の子供を環境から守るためについて、子供の健康と環境に関するエコロジーチルドレン調査についてであります。

初めに、どこまでの調査をしようとしているのかについてであります。エコロジーチルドレン調査は、エコロジーとチルドレンを組み合わせでエコチル調査と呼ばれ、生物と環境の関係を研究する生物学の一分野における調査であります。

これは、環境省が定めた子どもの健康と環境に関する全国調査に基づき行われるもので、胎児期から小児期にかけての化学物質曝露を初めとする環境因子が、妊娠・生殖、先天奇形、精神神経発達、免疫・アレルギー、代謝・内分泌系等に影響を与えるのではないかという大きな仮説を解明するために、化学物質の曝露などの環境影響以外にも、遺伝要因、社会要因、生活習慣要因など、さまざまな要因について幅広く調べていくこととされております。

調査の対象は、全国で10万人の子供とし、全国に15カ所のユニットセンターを設置して、北海道では、エコチル調査北海道ユニットセンターが調査対象予定地域である、札幌地区、旭川地区、北見地区の三つの地区で調査を実施することとなっており、本町は、調査対象地域には含まれておりません。

なお、ユニットセンターは、3年間で2,000人から9,000人の調査対象として、妊婦を初診時に参加施設に登録し、13歳に達するまで、年に2回程度の質問票調査を実施し、加えて、定期的な訪問調査を実施し、面接・環境試料の採取・生体試料として血液、尿、頭髮等の採取を行うこととなっております。

次に、町は、どうとらえ、どう対処していくのかについてであります。調査の目的の一つである適切なリスク管理体制の構築につなげるという部分では、調査から得られたデータの解析に当たっては、子供の健康と環境要因との関係を明らかにするという本調査の目的を最優先することとされ、データの利用に関しては、本調査の設計・実施にかかわった研究者に対し、その関与に応じて、優先的に使用・解析する機会を与え、調査にかかわっていない者に対しては、一定期間が経過するまで、データの利用を制限することとなっております。

現在のところでは、本調査にかかわる保健所への情報がないことと、具体的な事業も行われていないことから、今後は、予想されるリスク管理における行政としての役割などが求められると考えており、保健所等の指導をいただきながら対処してまいりたいと

考えております。

続いて、2点目の特定疾患、難病の治療のための援護旅費助成についてのうち、初めに、内容はどのようなになっているのかについてであります。目的については、特定疾患患者及びその保護者に対して、治療のため厚岸町内を除く北海道内の医療機関への通院をする旅費の一部を助成することにより、特定疾患患者の世帯の経済的負担の軽減と福祉の増進を図ることとして、厚岸町特定疾患患者等援護旅費助成規則に基づき、援護旅費の助成を行っているところであります。

この規則で規定する特定疾患とは、北海道が定める特定疾患治療研究事業実施要項に基づく治療研究対象疾患のことをいうものであります。国における同事業の56対象疾患に北海道単独の対象としている6疾患を加えたものとなっております。

厚岸町では、釧路保健所で取りまとめた平成22年度特定疾患医療受給者数は、平成23年3月31日現在で82名となっており、この受給者証を提示していただくことにより、援護旅費の助成対象者としての認定を行っているところでございます。

なお、特定疾患医療受給者証の交付事務は釧路保健所が行っており、本町には釧路保健所が公表している数値以外には情報がございません。資料要求のありました年齢ごとの病名につきましては、釧路保健所でも公表していないことから、資料の提示を行うことができませんので、ご了承を願います。

助成の内容は、交通費の半額と宿泊を要する場合には1回の通院につき1泊を限度、宿泊費6,000円を上限とする内容としており、患者のほか、その保護者が患者に同行したときに対象としているものでございます。

原因が不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち特定疾患については、治療が極めて困難であり、かつ、その医療費も高額であるので、特定疾患治療研究事業を推進することにより、特定疾患に関する医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図ることを目的としております。

なお、このことから、特定疾患医療受給者証受給対象者に設けられておりませんので、ご理解を願いたいと存じます。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 私からは、1番目の子供を環境から守るためにのうち、(1)真龍小学校校舎、体育館を含む建物内の子供に対する室内環境のデータをとるように要望していたが、そのデータについて問うについて、お答えさせていただきます。

初めに、今回のご質問につきましては、現在の真龍小学校校舎建設に当たり、ご質問者から、木材利用によるフィトンチッド効果やコンクリートストレスによる影響についてのご提言をいただくとともに、新校舎での環境変化における子供たちへの影響調査、具体的には、アレルギー、アトピー、ぜんそくなどの調査をすべきといったご指摘を踏まえ、新校舎移転後に教育委員会が行った調査についてお答えさせていただきます。

まず、ア、子供たちの環境の変化は、あったのかの点についてですが、調査は、シックハウス症候群の症状である目や鼻の中、のどがチクチクする・唇などの粘膜が乾燥す

る・疲れやすい、頭痛など9項目を中心に、情緒的な部分は担任の先生の観察により行いました。

調査結果については、新校舎移転後3週間までは、主に目や鼻の中、のどがチクチクするなどの症状の児童が1週間ごとで全校児童294人中、5人から29人、率にして1.7%から10%程度おりました。

これらは新校舎の暖房方式が変更されたことによる旧校舎との温度及び湿度の差などによる影響、移転時期が冬季であり、風邪の流行時期であったこと、さらには数字の高いクラスが一クラスに集中しており、低学年に対する質問の理解度に問題があるなどの要因も考えられたことから、その後の推移を見守ることとしました。

しかし、念のため移転前に実施の上、クリアしておりました空気中科学物質調査を再度実施し、安全確認を行ったところです。

また、関連で申し上げますと、コンクリートの露出面が多いことから、反響音による子供たちへの影響につきましても、ご指摘を踏まえ、間仕切り壁上部や天井に吸音版を貼り付け、その影響緩和の対応を図ってまいりました。

この調査は、3カ月にわたり実施いたしました。その結果、調査開始4週目からは、目やのどに違和感を訴えるといった児童が1人から2人程度になったことから、その後通常の学校保健の中で取り扱いをしているところです。

次に、イ、これからも長く続けることにしているのかについてであります。教育委員会といたしましては、現状において子供たちへの環境の変化による影響はないものと判断しておりますが、今後におきましても、学校保健計画に基づく点検調査や、学校薬剤師の巡回指導を受けながら、子供たちの環境による影響について注視してまいります。加えて、コンクリートストレス等にかかわる体調や情緒の変化について、定期的な聞き取り調査を行っていくよう学校と協議を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 まず、エコチル調査をなぜしなければならないのかという認識について、もう一度質問いたします。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 私どものとらえとしては、このエコチル調査の目的でございますけれども、環境因子が子供の健康に与える影響を明らかにすることだと、とらえております。特に科学物質の曝露や生活環境が胎児期から小児期にわたる子供の健康にどのような影響を与えるかについて、明らかにしていくというふうにとらえて、加えて科学物質等の適切なリスク管理体制の構築につなげることであり、そのようにとらえているところでございます。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 このエコチル調査については、長い間のデータどりをしようということであり
ます。この長い間のデータをとるといふ、その意味については、小期間のデータより
も長期間のデータのほうが、はるかに信憑性があるんだということの認識については、
どう思っていますか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 調査対象となるのはお母さんのお腹の中にいる時期からの
胎児期から始まりまして、そのことが誕生した後13年間の長期にわたる調査だと聞いて
おりますから、その生まれた子供と母親がその13年間でいろんな生活習慣であるとか、
社会環境、もちろん有害物質にさらされていないかどうか、そういったみずからの
生活環境においてどのように成長発達に影響があるのかという部分では、長い調査とな
るんだろうなという、そういうふうな必要性を感じているところでございます。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 そういったことを認識した上でお聞きしますけれども、学校の調査、当初の
調査と同じように毎年ずっと行われていないということは実態ですね。

●議長（音喜多議員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（米内山課長） 真龍小学校の調査については、先ほどお答え申し
上げましたとおりに、3カ月程度でこの調査はやめてございます。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 3カ月程度の実施で、事がわかるということは、調査としての期間というの
は今そのエコチル調査の認識というのが、課によって随分違うのかなというふうに思う
わけです。長い期間の中でのデータが信憑性があるという認識があるのであれば、学校
のほうとしても、やはり短期間で子供の調査を終えるということは、全くもっておかし
いんじゃないかと思うんです。というのは、学校の先生も転勤でかわる、子供は毎年新
しく生徒が入ってくる。その中で、今入ったその子供たちだけに対象をぶつけて調査し
て、あとは知らないよというのは全くもって、おかしいんじゃないかと思うんです。そ
の点についてどうですか。

●議長（音喜多議員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（米内山課長） 私ども、今回と言いますか真龍小学校改築の際に
調査させていただいた主な考え方といたしましては、まず新しい環境の中における変化

を見たいということが、やはり第一義な目的でございました。学校環境はいろいろな学校でそれぞれ違う環境がございます。ですから、そういった意味で、学校の環境においてどのような子供たちの変化があるかということに関しまして調べるならば、すべての学校において調べる必要があるというふうに考えますけれども、ただ、ここでエコチルの中でも言っております、アレルギー、アトピー、ぜんそく、その他いろいろな疾患について、長期的な中でその原因を究明していく。またそれがわかれば、そのデータをリスク管理部門の中に提供していただいて、その中で利活用していくという目的であろうかというふうに思います。

それで今回、3カ月ということに関しましては、先ほど申し上げましたように、環境の変化、木造の建物から新しい校舎に入ったときの環境の変化についてを重点的に考えた結果の中で、短期間になったということでございます。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 答弁書にも書いているとおり、ご質問者から、木材使用によるフィトンチッドの効果、コンクリートのストレス等の影響についてと、あとは具体的にアレルギー、アトピー、ぜんそくなどの調査をしていってほしいという要望を私しました。それが3カ月で終わるんだということを、私には報告もないです。相談もなかったです。そういったことはどういった判断で行われたのかというのは、全くもって質問者に対しては無視した。

それからここに書いてます、調査結果についてというんですけれども、この10%程度ありましたとか、あと影響の対応を図ってまいりましたという、この部分について、答弁があるんですけれども、質問した質問者には報告は全くない。相談もなければ報告もないということは、それはどういうことなんでしょうか。

●議長（音喜多議員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（米内山課長） ご提言を受けたご質問者に対しまして、結果の報告をしなかったと、まことに申しわけなく思っています。私どもの落ち度だというふうに考えてございます。ただ、申し加えますと、アレルギー、ぜんそく、アトピーという調査については、これは一般の学校保健の中で、養護の仕事の中で押さえているものでございます。これにつきましては、建物の環境ということに限定されないものですから、この調査については引き続き調べております。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 学校の環境の部分と、子供たちの教育の部分について、その中で保健所のほうと分けて調査をしているということですから、それであればそのようにこれからも調査をして、続けていっていただきたいと。先ほども言ったのですけれども、先生方も年次ごとに新しく先生も入ってくる。そして、子供たちも毎年新しく入ってくる、また転

校生も毎年おられるということで、人がかわるという不特定多数の人間が入れかわり立ちかわりする学校であるのであれば、余計にそういうことが心配になってくるだろうと。もっと言うならば、この日本の国が環境省の中でエコチル調査を13年間やっていくということは、今まで考えられなかった、さまざまなアレルギーの子供が増えてきたりですね、考えられない突発的ないろいろな病気になったり、本当にもう考えられない、想像もつかないそういう急に病気になってしまったりという、アレルギーになってしまっている子供たちが多いわけですね。

教育関係者としても、そういうところを、これからもっともっと重視をしなければいけないのではないのかなということで、もう一度提言しておきますけれども、エコチル調査という、国がやろうとしていることを重視しながら、厚岸町でもそれと同じようなことをやるということになれば基本的にも大変です。そういったことのデータをつぶさに入手しながら、いろいろな方法策で子供たちを環境から守るという手段をとっていただきたい。いわば、子供は健康を害さず健康であるならば、勉学にも励めるということが一番だと思います。そういうことについてもう一度、ご答弁をお願いしたいと思っています。

●議長（音喜多議員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（米内山課長） 今後も学校としては、1回目の答弁書にも書いてございますように、学校と相談をする中でやはり効果的な調査、これが何の目的で、どのようなことが発見できるのかというふうなことを、できるだけ明確にした中で調査を進めていきたいというふうに思っております。これは真龍小学校だけということではなく、真龍小学校、もう既に建ちまして何年かたってございますけれども、普通の学校と同じような状況になっているのかなという感じもしますので、この環境への影響という部分に関しましては、どのような調査が、それからどのようなことが有効なのかということ相談しながら、進めてまいりたいというふうに考えます。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 次に、2番目の特定疾患についての治療のための援護旅費助成について、ご質問いたします。

答弁にもありました特定疾患世帯の経済的負担の軽減と福祉の増進を図ることとして、厚岸町では特定疾患患者援護旅費助成規制に基づき援護旅費の助成を行っているところでありますというふうに書いておりますが、全くそのとおりだと思います。全く患者の経済的軽減を図ろうということを目的としているならば、この私の質問のところに本来であれば、年齢の引き下げをとということを質問するところだったのですが、皆さんにお配りしているところの（2）番には、年齢を13歳くらいまで引き上げられないということを書いておりました。この部分についてお聞きしたいんですが、数人の町民から私のところに相談がありました。特定疾患のために旅費の援助を認定者証を持っていったところ、ある職員は二十歳からですと、別な人が行くと、いや18歳ですと。これは聞かれ

た人は二十歳以下だったので申請はしなかったという、これはもう一つの事件です。そういう実態がありますと。その後、もう一度聞きに行ったところ年齢制限はございませんという返答でした。これはちょっと問題だなというふうに思いまして、今回質問にさせていただいたんですけれども、職務怠慢というんですか、教育不足というんですか、それらについてはやはりきちっとしてもらいたいなというふうに思うんですけれども、その部分については答弁願いたいと思います。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 町民よりの問い合わせに対する町あみか保健福祉センターにおいてのご説明において、町民の身になってその相談に対応するという部分で、ちょっと聞き取りの部分で不十分があったのかなと一つと思いますが、年齢については、職員が誤ったということではないというふうに実は報告受けておりまして、じゃ、なぜそうなるのということであります。そういったことで、町民の問い合わせ相談の内容をきちっと聞く部分で、ちょっと欠けたのかなというふうに反省をさせていただいているところでございます。

なお、このお知らせというものは、実は、障害者のしおりであるとか、一般の町民の方には広報をもってPRさせていただいているんですけれども、5月号に載せておりますけれども、これを見た町民が窓口に来たというふうに判断しますと、やはりちょっと年齢等のことを書いておりませんので、改めて見ますとPRの部分としてはちょっと不十分であったのかなと、そういうように反省を込めて今後、十分に町民の意に添ったPR、あるいは相談対応をしてまいりたいと思っております。

●竹田議員 いいです。

●議長（音喜多議員） いいですか、もう質問と答弁も要らないですか。

●竹田議員 はい。

●議長（音喜多議員） 以上で、8番、竹田議員の一般質問を終わります。

以上で本定例会に通告のありました、7人の一般質問を終わります。

●議長（音喜多議員） 日程第4、議案第53号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） ただいま上程いただきました議案第53号 損害賠償の額を定めることについて、その提案内容をご説明申し上げます。

議案書13ページをお開き願います。

自動車事故による損害を次のとおり賠償することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容について説明申し上げます。

1、損害賠償の相手方でございますが、厚岸郡厚岸町太田5の通り19番地の1、釧路太田農業協同組合であります。

2、事故の概要であります。平成23年6月4日午後1時45分ころ、厚岸町職員が職務上町有自動車を運転中、厚岸町太田5の通り17番1地先道道厚岸標茶線において、標茶町方向から直進してきた釧路太田農業協同組合所有車両が町道太田2号道路へ右折しようとして交差点内に一時停止をせずに進入してきたため、同車両の左前バンパーが標茶町方面に直進していた町有自動車の右フェンダーに衝突した物損事故であります。

過失割合は、町が10%であります。

3、損害賠償額であります。金2万2,840円です。

安全運転を推進する立場の町職員が、このような事故を起こし大変申しわけなく反省しているところであります。幸いにして両者けがはありませんでしたが、今後の再発防止に向け徹底した指導を行っていきたいと存じます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。ございませんか。

（なし）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議員） 日程第5、議案第54号 財産の取得についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

●生涯学習課長（高根課長） ただいま上程いただきました議案第54号 財産の取得について、提案理由を申し上げます。

平成22年度住民生活に光をそそぐ交付金事業を繰り越し、今年度取得する図書館バスについては、町内の小中学校や保育所などの施設を初め、トライベツ地区集会所や上尾幌地区コミュニティーセンターなどの遠隔地にある25のステーションを巡回し、情報館

サービスを提供するため取得するものであります。

現在の図書館バスについては、平成8年に取得した車両で、現在までの走行距離は15年間で8万8,000キロ走行していますが、図書館バスについては、約2,000冊以上の本を積んでおり、このため常に重荷がかかっていることから、サスペンションの耐用年数が通常よりも短いと考えられ、長期間の使用により、カーブを曲がる際安定感に不安を生じている状況にあり、安全走行及び情報館サービスの提供を図るため、図書館バスの更新を行うものであります。

なお、現在使用しております図書館バスにつきましては、下取りとしまして、廃車の手続を行い廃車処理する計画でございます。

1、財産の種類であります、物品であります。

2、名称及び数量ですが、図書館バス1台でございます。

3、契約の方法につきましては、地方自治法施行令第167条第3号による2社によりまず指名競争入札でございます。

4、取得価格につきましては、金1,212万7,500円であります。

5、契約の相手方ではありますが、帯広市大通南29丁目2番地、帯広日産自動車株式会社であります。

次のページをごらんいただきたいと思います。

参考としまして、図書館バスの形式等につきまして、説明させていただきます。

形式は、ABG-DHW41型であります。

エンジンにつきましては、ガソリンエンジン（TB45E）でございます。

乗車定員は、3名でございます。

総排気量は、4,478ccでございます。

馬力は、173psでございます。

車両総重量は、5,255kg（装備を除く）でございます。

全長は、6,995mmでございます。

全幅は、2,065mmでございます。

全高は、2,890mmでございます。

ボディータイプは、ロングボディーでございます。

なお、この図書館バスにつきましては、29人乗りのマイクロバスを改造し、約2,000冊の本と約180点の視聴覚資料を登載することができます。

2、納入期日でございますが、平成24年1月11日でございます。

また、取得する図書館バスの車両概要図につきましては、次のページをご参照願います。

なお、今回の入札の落札率については、96.33%でございまして、他社の税込み応札額は1,239万円でございます。

以上簡単な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います、ございませんか。

9番、南谷議員。

●南谷議員 二、三お聞きいたします。

入札なんだと思うんですけれども、何社で、どのようになったのかなということが、まず1点。（「2社」の声あり）2社なんだそうなんですけれども、1社は先般、若干説明を聞いたところはガソリンで、1社はもう一つはガソリンじゃないと、ディーゼルだということなんですけれども、この1番と2番の価格差と、当然そのランニングコスト違うと思うんですよね、ガソリンとディーゼルであれば。低いほうを選んだという事なんでしょうけれども、その辺の背景についてお尋ねをします。

●議長（音喜多議員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（高根課長） まず、入札者でございますけれども、2社でございます。まず、価格差でございますけれども、税込みで26万2,500円でございます。

実は、ガソリンエンジンはA社、今回落札した日産自動車でございます。あとディーゼルエンジンのほうはB社でございます。そういった中で、このためエンジンを指定しますと1社のみとなりまして、契約は必然的に随意契約となります。このため競争性を働かせるため、仕様書にはガソリンエンジン、またはディーゼルエンジンということで仕様書では示しております。

次に、ランニングコストの関係でございますけれども、実はランニングコストを計算しましたら、今のいわゆるイニシャルコスト、いわゆる購入価格でございますけれども、これはガソリンが26万2,500円安くなってきます。逆にディーゼルのほうが26万2,500円高いということでございます。これで比較、実は年間、約、今5,000キロぐらいこのバスが走行しております。ディーゼル車は1リットル当たりの燃料の、いわゆる燃費でございますけれども、リッター7キロでございます。ガソリン車と比較しまして、リッターの1キロほど燃費がよい状況でございます。燃料単価につきましても、1リッター当たりガソリンは136円で、ガソリンに比べ16円ほどディーゼルのほうが安い。年間の消費量につきましては、これをトータルしますと9万7,100円となっております。この結果ガソリン車とディーゼル車を比較しますと、年間の燃料費は確かにディーゼル車のほうが2万9,700円ほど安くなっております。これらをもとにイニシャルコストと、いわゆる購入価格でございますけれども、26万2,500円とランニングコストの差額2万9,700円について比較したところ、約9年後に購入価格とその年間の燃料費がペイします。

それで現在のバスは15年使用となっております。残りの6年間にこれを燃料費は17万8,000円ぐらいと見込まれ、確かにいわゆるイニシャルコスト購入面と、ランニングコストを比較しますとディーゼルのほうが割安となっておりますけれども、結果的でございますけれども、そのガソリンにつきましては、騒音が少なく快適性、近隣に迷惑かけない、また寒冷地においては冬場のヒーターの暖まり方がよいと、エンジンの馬力が高出力のためスムーズな走行ができる、そういったガソリンの特性が考えられまして、このたびのガソリンの引き下げで、図書館バスの購入となったことをご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 わかりました。大変詳しい説明をいただきましてありがとうございます。結果的には低いほうを選んだんだけれども、ランニングコストを考えるとディーゼルよりも高くはなるけれどもガソリン車を選んだと、こういうことですね。

それで、もう1点伺いをするんですけれども、先ほどの説明で図書を約2,000冊積んで、今度の入れかえるバスも同じぐらいの本を積むということで、さっきの説明ではその重量も大変重いということを伺ったんですけれども、私が思うには、この数年間の間に学校閉鎖が非常に残念なことに、実際に回る学校の数も随分減ってきただろうと、そういう中で今回バスを入れかえるに当たりまして、やはりせっかく入れかえるんだから子供たちの利用率というのですか、入れかえることでどうのこうのということにはならないという意見もあろうかと存じますけれども、学校が減ってきた、子供の数も減ってきた。そういう中でこのバスをより有効に活用していくために、教育委員会としては情報館としてどのような子供のアンケートをとるとか、そういうような手だてをとられているのでしょうか、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（高根課長） ただいまの学校が減ってきて、図書館バスの利用も減ってくるのではないかと、そういうお尋ねの中でございますけれども、図書館バスにつきましては、平成8年より導入しまして、約15年ぐらいたっておりまして、町民に徐々にではありますけれども定着しつつあります。更新前の図書館バス同様25のステーション、いわゆる遠隔地や学校関係とか、そういった中で25のステーションを巡回することによりまして、現在、年間大体平均で1万5,000冊ぐらい利用がございます。そういった中で、これの維持を目標にしまして、更新を期に図書館バスの巡回を心待ちにしております子供たちやお年寄り方々の、安心して情報館サービスの提供が受けられるよう一層努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） いいですか。

●9番、南谷議員 はい。

●議長（音喜多議員） いいですか。ほかございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（音喜多議員） 昼食のため休憩します。

午前11時52分休憩

午後 1 時00分再開

- 議長（音喜多議員） 再開いたします。

- 議長（音喜多議員） 日程第 6、議案第55号 町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
税財政課長。

- 税財政課長（小島課長） ただいま上程いただきました議案第55号 町税条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

議案書17ページをお開きください。

まず、総体的な説明でございますが、本年 3 月11日発生 of 東日本大震災による被害が未曾有のものであることに鑑み、現行の地方税制度をそのまま適用することが被害納税者の実態等にてらして適当でないと考えられるものについて、緊急の対応として地方税法上の措置が講じられ、地方税法の一部を改正する法律及び東日本大震災の被害者等にかかる国税関係法律の臨時特例に関する法律、いわゆる震災特例法が平成23年 4 月27日に公布され、同日から施行されました。

同法により速やかに被害者を救済するための町税条例の改正を要する部分につきましては、5 月10日開催の町議会臨時会に専決処分を報告し、ご承認をいただいておりますが、平成24年 1 月 1 日までに施行を要する部分につきまして、本定例会に上程するものでございます。

一方、平成23年通常国会に上程されていた地方税法の一部を改正する法律は、審議されずにその一部を分離した新たな法案、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が、衆議院で 6 月16日、参議院で 6 月22日に可決され、6 月30日に公布、原則として、同日に施行されました。同法の改正に伴い町税条例の一部を改正する必要となったことから、本定例会に町税条例等の一部を改正する条例を提出するものでございます。

また、今回の改正において、現行条例の一部について地方税法に規定されていた文言を、そのまま引用してそのまま用いて規定した改正手法を、地方自治法第245条の 4 に基づく総務大臣からの技術的な助言通知により、地方自治体ごとに選択判断の余地のないものについて、同法の条項、項番号を引用する形式に改める改正手法とするとされ、こ

これらの部分につきましては、規定内容の変更を伴わないものでありますことをあらかじめ申し添えます。

改正内容の説明につきましては、別紙お手元に配付の議案第55号説明資料1、町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表及び資料に、町税条例等の一部を改正する条例の概要により行います。

まず、新旧対照表1ページをごらんください。

第1条、町税条例等の一部を改正する条例中、第20条は、町民税の納税管理人にかかる申告に関する過料額の改定であります。

このたびの改正では、このほかに8件の過料額の改正がありますが、別冊に配付の概要資料により、後であわせてご説明申し上げます。

第28条7、第1項は寄附金税額の適用下限額を5,000円から改正地方税法の引用により2,000円に引き下げる規定でございます。内容につきましては概要資料でご説明をいたします。

2ページ、第2項は、現行条例の規定内容を変えずに、地方税法から引用する条文に変える規定でございます。

3ページ、第28条の8、第29条の4は、字句を整理する内容でございます。第29条の5は、字句の整理をする内容と過料額の改正であります。

4ページ、第36条の10は、過料額の改正であります。第46条第9項、第10項は、地方税法の項の追加による引用項番号の改正であります。

第49条、第61条、5ページ、第75条は、過料額の改正であります。

第87条の2は、過料規定の新設であります。

第90条から、6ページの第95条まで、鉱山税の課税対象であった炭坑が、現在は厚岸町にないことから削除する改正であります。

7ページ、125条は、過料額の改正であります。第131条の2は、過料規定の新設であります。

第131条の3は、前条が新設になったことによる条番号の繰り下げであります。

附則第7条の4は、規定内容を地方税法の引用に変える改正であります。

8ページから9ページ。

附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得にかかる町民税の課税の特例について、特例期間の延長、免税対象飼育牛の頭数の改正及び字句の整理であります。内容については、概要資料でご説明いたします。

附則第10条の2は、固定資産税額を3分の2を減額とする高齢者向け賃貸住宅等に関して、高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正により、その対象住宅が認定から登録に変わったことによる規定であります。

10ページ、附則16条の3、第16条の4。

11ページ、第17条。

12ページ、第18条、第19条。

13ページ、第20条の2。14ページにわたり、第20条の4は、読みかえもとの条の改正による引用条項、項番号の改正であります。

15ページ、第23条は東日本大震災にかかる住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特

例の新設であります。内容については概要資料でご説明いたします。

別表、(28) 条の 7 関係は、本則の号番号の改正による字句の整理であります。

16ページから17ページ、第 2 条、町税条例の一部を改正する条例（平成20年厚岸町条例第29号）の一部を改正する条例。

附則第 2 条は、個人の町民税に関する経過措置の延長であります。内容につきましては、概要資料でご説明いたします。

18ページにわたり、第 3 条、町税条例等の一部を改正する条例（平成22年厚岸町条例第18号）の一部を改正する条例。

附則第 1 条は、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例に関する施行期日の繰延の規定であります。

附則第 2 条は、同じく経過措置の適用年度の繰延の規定であります。内容につきましては、概要資料によりご説明いたします。

19ページにわたり、附則第 1 条の施行期日及び第 2 条から第 4 条までの経過措置につきましては、概要資料によりご説明いたします。

次に、説明資料 2、町税条例等の一部を改正する条例の概要をお開きください。

今回の改正内容の概要を表記したものでございます。

まず、1 ページ。概要その 1 は、過料関係の改正であります。

地方税法の改正により、課税にかかる申告に関する過料額が、現行では町民税の退職所得、固定資産税、軽自動車税については、3 万円以下としておりますが、10万円以下に 7 万円引き上げ、新たに、たばこ税と特別土地保有税については同じく、10万円以下として規定する内容であります。

また、納税管理人の指定にかかる不申告に関する過料額が、現行では町民税、固定資産税、特別土地保有税について 3 万円以下としておりますが、同じく10万円以下に 7 万円引き上げる内容であります。いずれも施行期日は、改正条例の公布の日から起算して 2 カ月を経過した日とし、経過措置として改正条例が施行される前にした行為に対する過料は、改正前の過料額 3 万円以下を適用するものであります。

2 ページ。概要その 2 は、寄附金税額控除の改正であります。

地方税法の改正により、寄附金税額控除の適用下限額を、現行は5,000円としておりますが、改正後は2,000円に引き下げる内容であります。資料の中ほどに 1 万円を寄附した場合の計算例を示させていただきました。

現行では、1 万円から適用下限額の5,000円を引いた額に 6 %の町民税率を掛けた300円が税額控除額となりますが、改正後は適用下限額の2,000円を引いた額に税率を掛けた480円が税額控除額となり、180円増額となります。

施行期日は、改正条例の公布の日からとし、経過措置として、平成23年 1 月 1 日以降に地方税法及び町税条例に規定する都道府県、市町村、共同募金会、日本赤十字社、国立大学法人北海道大学、社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会、社会福祉法人北海道社会福祉事業団に対する寄附金が対象となり、平成24年度の町民税課税からの適用となります。

3 ページ。概要その 3 は、肉用牛の売却による事業所得にかかる町民税の課税の特例であります。地方税法の改正により、免税対象売却価格が現行では、肉用牛が100万円未

満、乳牛が50万円未満の2区分であります。肉用牛と乳牛の金額要件をそのままとし、その間に新たに交雑牛の区分を設け、80万円未満として3区分にし、適用期限を平成27年度まで3年延長するものであります。

また、納税義務者ごとの免税対象頭数を2,000頭から1,500頭に引き下げとするものでございます。

施行期日は、平成25年1月1日とし、経過措置として、現行の免税規定は平成24年度までの町民税課税に適用とし、改正後の免税規定は平成25年度以降の町民税課税からの適用となります。

なお、現状の対象牛の売却価格及び農家ごとの飼養頭数において、この改正による影響はないものと考えてございます。

4 ページ。概要その4は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものが、申告の改正であります。固定資産税が5年間3分の2を減額する特例措置について、現行は高齢者の居住の安定確保に関する法律第31条の規定による認定であったのが、同法の改正により第7条第1項の規定による登録に変更となったものであります。

施行期日は、平成23年10月20日とし、経過措置として、同法の施行日である平成13年8月5日から、平成23年10月19日の間に新築されて高齢者向け優良賃貸住宅については、現行規定が適用となり、平成23年10月20日以後に新築されたサービスつき高齢者向け賃貸住宅の、平成24年度以後の固定資産税について適用するものであります。

5 ページ。概要その5は、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例であります。

現行条例は住宅ローン控除の適用を受ける前年の12月31日まで、引き続き居住の用に供していることが要件でありましたが、東日本大震災により被害を受け、居住の用に供することができなくなった場合でも、住宅ローンの金額を有するときは残存期間において、引き続き住宅ローン控除を適用するものであります。

なお、厚岸町内に該当住宅はありませんが、東北3県などで居住していた住宅が該当となる人が、厚岸町に転入した場合に町民税の課税において適用となるものでございます。

施行期日は、平成24年1月1日とし、平成24年度町民税課税からの適用となります。

6 ページ。概要その6は、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する軽減税率の特例であります。現行は分離課税率3%であるのを、附則により1.8%としており、この税率を変えずにその期間を平成21年1月1日から平成23年12月31日まで、平成24年度の町民税課税までの適用であったものを、2年間延長し平成25年12月31日までとするものであります。

施行期日は、改正条例の公布の日からとし、平成26年度の町民税課税までの適用となります。

7 ページ。概要その7は、非課税口座内上場株式等の譲渡にかかる町民税の所得計算の特例であります。平成22年6月の町議会定例会で可決されました町税条例の一部を改正する条例において、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当職員特及び譲渡所得等の非課税措置創設に伴う所得計算の際に、他の株式等とを区分して計算することを規定

してございます。その内容は、毎年100万円を上限として、3年間で最大300万円まで累積投資が可能し、保有期間は最長10年間で、その間の配当及び譲渡益が非課税となる特例であります。現行は施行期日を平成25年1月1日とし、平成25年度以後の町民税課税からの適用でありました。これが概要その6でご説明いたしました、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する軽減税率1.8%の特例が2年間延長となり、平成26年度の町民税課税までの適用となることから、本特例の適用切れ後の制度として創設された非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置についても、施行期日を2年繰り延べし、平成27年1月1日とし、平成27年度の町民税課税からの適用とするものであります。

以上で、議案題55号の提案説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより質疑を行います。ございませんか。

10番、谷口議員。

●谷口議員 ちょっとお聞きをしたいんですが、この肉用牛の売却により事業所得にかかる町民税の課税の特例というところがあるんですけども、今、福島原発の問題等があるんで、肉用牛の販売に相当いろいろな影響が出ているように考えますけれども、そういうことは今回のこの条例改正には関係あるのかどうなのか。それから、厚岸町内で今何か大きな会社がやっていた預託というのかな、会社が破産をしてしまって、あちこちそれにかかわった農場の経営が立ち至らなくなっているように聞いているんですけども、厚岸町にはそういう関連の農場があるのかどうなのか、お伺いをします。

●議長（音喜多議員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） まず、福島原発の事故が起きて、いわゆる肉用牛の値段が下がり気味であるということの影響を配慮しての、今回の地方税法の改正がもとですから、それから来ているのかというご質問の趣旨だと思いますが、この法律につきましては、衆議院で可決されたのが6月16日であります。その前に、たしか1週間か2週間前に上程ほかにされてと思いますが、その時点で作成されたものでございます。厚岸町においては、厚岸町においての情報ですけども、その前からの肉用牛等の販売価格の推移を見ても、この改正される内容の範囲であるということでありまして、国がそういう配慮をしているかというのはちょっと確認してみなければなりませんけれども、厚岸町においては影響がないという状況にはあります。それを準用しての形でありますし、それから本年度に限ってそうですけども、数年間の推移を見ても、現状では免除になるということでございます。

2点目のご質問については、担当課かわりますので、よろしくお願いいたします。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 大きな会社の新聞報道でされている安愚楽牧場の関係であると思いますが、その預託を受けてる牧場は町内に1件ございます。今その手続につきまして弁護士さんのほうに請求の手続を依頼する手続をとって、そういう手続をするように行っているというふうに聞いております。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 結果的に、福島原発の問題が大きな影響を今受けてますよね、全国的に見ても。そうすると、例えば厚岸町は乳牛は、牛乳は当然メーカーのほうに出荷できますけれども、その子牛だとか、あるいはこちらは子牛で出荷するのが主でないのかなと、肉用牛に関しては。そうすると、今非常にそういう状況になってきていると、今まで買って育ててくれた農家の生産意欲というのは相当なくなっていますよね。そういうことで、厚岸町内の農家等に子牛の出荷等が思うようにいかないだとか、そういうことでの影響がないのかどうなのかということが、私は非常に心配されるんですけども、そういうことを加味したものでは、これはないということが今の税財政課長の答弁なのかなというふうに、今伺ったんですけども、そういうふうに考えていいのか。その後の経過は加味されてないと、要するに決めたときはもう当然そこまで、当然当時は福島牛は出荷制限されてましたから、当然そのときはそこまでは考えていなかったのではないかなと思いますけれども、今こうやって条例出てくる以上は、やっぱり今の状況を十分加味された上で出すのが筋ではないのかというふうに思うんですけども、いかがかなと。

それと、結果的に今、産業課長がおっしゃったけれども、あの会社の関係のかかわっている農業者については、その経営が手続はされているようですけれども、当面立ちいくのかいかないのか、その辺ではどうなんですか、今どういう状況にその農場があるのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 町税条例の改正においては、あくまでも地方税法の枠内で改正するのが、日本における法体系、それと条例の関係でございまして、地方税法の改正を上回る改正は議員ご承知のとおりできないという状況になります。その段階ではそういうことは加味されてないかもしれませんが、その問題が大きく惹起されてきたならば、国もその対応を検討するかもしれません。その段階においては町税条例においても、速やかにその対応をするということで対応していきたいというふうには考えます。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） その安愚楽牧場の関係の事件の詳細につきましては、聞いている範囲では7月と8月の預託料については、支払いがされていないというふうに聞いております。それで、ただ8月9日以降の預託料については、今月入ってくるという状況というふうに聞いております。そのいる1件の業者さんにつきましては、全頭がその

安愚楽牧場と関連するものではございません。半分程度がそういう牛ということになりますけれども、そういう意味では、先ほどおっしゃったように、すぐ立ちいかなくなるというような状況にはないというふうに考えております。

- 議長（音喜多議員） いいですか。
ほかに、ございませんか。

（な し）

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（音喜多議員） 日程第7、議案第56号 厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
税財政課長。

- 税財政課長（高谷課長） ただいま上程いただきました議案第56号 厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。
議案書25ページをお開きください。

改正理由であります、町税条例等の一部を改正する条例と同じく、平成23年通常国会に上程されていた地方税法の一部を改正する法律が、審議されずにその一部を分離した新たな法案、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正法律が、衆議院で6月16日、参議院で6月22日に可決され、6月30日に公布され、原則として同日に施行されました。

同法の改正に伴い、厚岸町都市計画条例の一部を改正する必要となったことから、本定例会に改正する条例を提出するものでございます。

改正内容の説明につきましては、別紙お手元に配付の議案第56号説明資料厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表により行います。

第2条は、地方税法の改正による引用条項の整理に伴う項番号の改正であります。附則第12項は、地方税法の改正による引用条項の整理に伴う項番号の改正であり、新たな特例措置の創設として、法附則第37項が追加されております。

同項は港湾法に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産にかかる都市計画税の軽減規定であります、厚岸町内に対象となる施設はなく、この特例措置の追加にか

かる当町における都市計画税の課税については影響はございません。

議案書25ページにお戻りください。

附則。第1項、施行期日であります。この条例は、公布の日から施行するものであります。

経過措置として、第2項、この条例による改正後の厚岸町都市計画税条例の規定は、平成23年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成22年度分までの都市計画税については、なお従前の例によるとしてございます。

第3項は、港湾法に規定された新たな対象施設に対する特例措置については、同法等の施行の日の前日までは新たな対象施設に含めないことを規定したものでございます。

以上で議案第56号の提案説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより質疑を行います。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議員） 日程第8、議案第57号 厚岸町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） ただいま上程いただきました議案第57号 厚岸町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

厚岸町災害弔慰金の支給等に関する条例につきましては、昭和48年法律第82号災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の規定に準拠し、災害によって亡くなられた町民の遺族に対する災害弔慰金の支給、町民に対する災害傷害見舞金及び災害援護資金の貸し付けに関して必要な事項を規定しているものです。

国においては、本年3月11日に生じた東日本大震災の被害の甚大さ等について考慮し、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に兄弟姉妹を加えることとし、同法の一部を改正する法律を、本年7月29日に公布、同日施行したところであり、現在厚岸町の条例で

規定している災害弔慰金を支給する遺族の範囲につきましても、同様に改めるためにその整備を図りたいので本案を提出するものであります。

お手元に配付の厚岸町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらん願います。新旧対照表によりましてご説明申し上げます。

第5条は、災害弔慰金を支給する遺族の範囲及び支給する順位を規定しておりますが、第2項の改正は、死亡した者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫または祖父母のいずれもが存しない場合に限り、遺族の範囲に死亡した者の死亡当時その者と同居し、または生計を同じくしていた兄弟姉妹を加える規定として、同条第2項第2号の後に第3号を新たに加える内容です。

なお、兄弟姉妹は死亡した者の死亡当時その者と同居し、または生計を同じくしていた者に限るところとしており、他の遺族と異なった順位とされているので、第1号の規定から兄弟姉妹を除く規定を加えるのが第1号の改正内容でございます。

議案書27ページにお戻り願います。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（音喜多議員） これより質疑を行います。ございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議員） 日程第9、議案第58号 厚岸町スポーツ振興審議会条例等の一部を改正する等の条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

体育振興課長。

●体育振興課長（木村課長） ただいま上程いただきました議案第58号 厚岸町スポーツ振興審議会条例等の一部を改正する等の条例の制定について、その提案理由と内容の説明を申し上げます。

厚岸町スポーツ振興審議会条例、厚岸町スポーツ振興助成条例及び及び厚岸町体育指導委員節条例の3条例は、スポーツ振興法のもとに制定されておりました。スポーツ振

興法は、昭和36年に制定され幾度かの改正を経て今日に至っておりますが、第177国会において、議員立法としてスポーツ振興法の全部を改正する形でスポーツ基本法が提案され、衆参議会で全会一致で可決され、6月24日に公布され、8月24日から施行されたところでございます。

この法律はスポーツを取り巻く環境や国民のスポーに対する認識が大きく変化する中で、時代にふさわしい法を整備することは急務の課題であるとの認識のもと、昭和36年制定されたスポーツ振興法を全部改正して、スポーツ基本法として制定されました。

新たに制定されたスポーツ基本法は、スポーツ振興法の定める政策を充実されつつ、スポーツの基本理念を示して、国、地方公共団体、スポーツ団体を初めとする関係者の連携、共同によって、その基本理念の実現を図ることを具体的に規定するものとなっております。

スポーツ基本法の目的は、スポーツに関し基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務、スポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することとしております。

さらに、スポーツに関する基本理念として、スポーツはスポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であるとの考えに立ち、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において自主的にかつ自立的に、その適正及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として推進されなければならないことなどが定められました。

このたび改正しようとする内容は、まず、厚岸町スポーツ振興審議会条例であります。旧スポーツ振興法第18条に規定されていたスポーツ振興審議会が、スポーツ基本法第31条において、スポーツ推進審議会と名称を改めて制定されたこと。また、スポーツを広く国民に広げ普及させる目的で、スポーツの振興と位置づけられていたことがスポーツの基礎的条件整備等を図り、指導者等の要請、施設の整備等、学校施設の利用、スポーツ事故の防止、スポーツに関する科学研究推進等の施策について定め、スポーツの推進を図るとされたことに伴い、文言の整理を行い法の引用条項整理、設置規定を含め一部改正を行おうとするものであります。

次に、厚岸町スポーツ振興助成条例であります。旧スポーツ振興法では第2条において、スポーツの定義が条文化されておりましたが、スポーツ基本法では全文でスポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことはすべての人々の権利であることや、スポーツにかかる多様な主体の連携と共同による好環境の創出など、スポーツの意義・効果等について明記されたことから、さらにスポーツ基本法第24条で野外活動及びスポーツ、レクリエーション活動の普及、奨励が新たに制定されたことに伴い、関連する条の整理のため一部改正を行おうとするものであります。

お手元に配付の新旧対照表により説明したいと思います。

第1条、厚岸町スポーツ審議会条例の一部を改正する条例であります。

まず、題名であります。スポーツ基本法の制定に伴い同法第31条の規定に基づき、厚岸町スポーツ振興審議会条例を厚岸町スポーツ推進審議会条例に改めるものでありま

す。

第1条は、設置規定であります。改正前の第1条は目的の規定でありましたが、スポーツ振興審議会の目的がスポーツ基本法第31条で明文化されていることから、目的は法にゆだね、スポーツ基本法第31条の規定に基づき、厚岸町スポーツ推進審議会と改正するものであります。

第2条は、改正前の設置でありましたが、改正後の条例で設置を第1条としたことにより、第2条を削るものであります。

第3条は、旧法第4条第4項が削除されたこと、また、旧法第23条で補助金を交付する場合にはスポーツ審議会等の意見を聞かなければならないと規定されておりましたが、新スポーツ基本法第35条では、スポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聞かなければならないと規定されております。意見を聞く相手はスポーツ推進審議会等に限らないことから引用条項を削り、さらにスポーツの振興が新法ではスポーツの推進に改正されたことから、振興を推進に改め、第2条を削ったことから第3条を第2条とするものであります。

第4条以降は、第2条を削ったことに伴い1条ずつ繰り上げ、第3条から第10条と改めるものであります。

次に、第2条、厚岸町スポーツ振興助成条例の一部を改正する条例であります。

第2条で、スポーツの定義を定めておりましたが、新スポーツ基本法ではスポーツの定義が削除され、同法の前文でスポーツについてうたわれ、さらに同法第24条で野外活動及びスポーツレクリエーション活動の普及・奨励が新たに制定されたことから、法にゆだね、これを削るものであります。

第2条を削ったことにより、第3条を第2条として、第4条から第8条を1条ずつ繰り上げ、第3条から第7条と改めるものであります。

なお、第1条、厚岸町スポーツ審議会条例の一部を改正する条例の説明で、スポーツの振興をスポーツの推進に改める旨を説明いたしました。新スポーツ基本法第34条で、地方公共団体の補助でスポーツの振興のために事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができるということを規定されておりますことから、題名の改正は行わないことといたしました。

議案書29ページにお戻りください。

第3条、厚岸町体育指導員設置条例の廃止であります。

体育指導員については、旧スポーツ振興法第19条で教育委員会が委嘱することが定められていましたが、新スポーツ基本法では第32条で、スポーツ推進委員を委嘱すると改正され、体育指導員からスポーツ推進委員と名称が改められたところでございます。

体育指導員から名称が改められたスポーツ推進委員は、特別職の非常勤職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例第1条第9号に規定するその他の非常勤の特別職の職員であり、報酬が支給されます。

地方自治法第204条の2において、報酬の支給については法律またはこれに基づく条例に基づかなければ支給できないと規定されておりますが、スポーツ推進委員は体育指導委員と同様に、法において教育委員会が委嘱することが義務づけられていること、また、スポーツ基本法第32条第2項で、スポーツ推進委員の任務は旧スポーツ振興法で委嘱が

義務づけられていた体育指導員と同様に、教育委員会規則に定めるところによりという規定されております。

厚岸町体育指導員に関する規則の整理を図ることにより、スポーツ推進委員の委嘱等に支障がないことから、厚岸町体育指導員設置条例の廃止をするものであります。

なお、参考資料として、厚岸町スポーツ推進委員に関する規則案を配付しておりますので、ご参照ください。

次に、附則でございます。

施行期日であります、この条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、経過措置で、厚岸町スポーツ審議会条例の一部を改正に伴う経過措置であります。この条例の施行の際、現に改正前の厚岸町スポーツ振興審議会条例第5条の規定により任命されている委員及び臨時委員は、改正後の厚岸町スポーツ推進審議会条例第4条の規定により、任命された委員及び臨時委員とみなすものであります。

次に、厚岸町体育指導員設置条例の廃止に伴う経過措置であります、この条例の施行の際現に廃止前の厚岸町体育指導員設置条例第2条の規定により委嘱されている委員は、スポーツ基本法第32条第1項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなすものであります。

以上、簡単な説明であります、提案の理由と内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

●議長（音喜多議員） これより質疑を行います。

6番、堀議員。

●堀議員 スポーツ振興審議会条例ですね。第2条が旧第3条、審議会は法第4条と第4項及び第23条に規定するもののほかというような中で、この23条がというと法律のほうのスポーツ振興法、新しい法律ではスポーツ基本法の35条というところで、この中でスポーツ推進審議会とその他の合議制の機関の意見を聞かなければならないということになったものだから、この規定を抜いたんだと。この意見を聞くという場所がスポーツ推進審議会だけには限らないんだよということの中から、そのように抜いたというふうに説明あったんですけれども、それじゃ、この厚岸町において助成を受けようとするといったときに、何かしらの今回のこのスポーツ振興審議会以外のところ、これになるかもしれませんし別なところになるのかもしれませんが、そこでの意見というものを聞くことをしなければいけないというふうに、法のほうにはなっているんですから、厚岸町でも何らかの、どこかの機関で聞くと思うんですけれども、厚岸町ではこれはどこで協議されるものになるんでしょうか。

●議長（音喜多議員） 体育振興課長。

●体育振興課長（木村課長） 条文では削りましたけれども、当然、スポーツ推進審議会の中には個々の補助金といいますか、スポーツ補助、大会に出るとかといった細かいものについては全総額で、あるいはスポーツ団体、体協等の補助金については従来どおり

意見を聞くということではないですけれども、報告をして承認を求めていくという形をとっていきたいと考えております。

●議長（音喜多議員） 6 番、堀議員。

●堀議員 そうすると条文からは抜いたけれども、やることは変わらないんだといった言ったのであれば、やはり他に規定する考える合議制の機関というものがなければ、別に載せておいてもいいんじゃないのかなというふうに私だと思ってしまいうんですよね。私、てっきり今までは全然やっていなかったのかなというようにも考えていたんですけれども、なかなかそうでもないんだよなというふうに聞きましたので、それについてはいいんですけれども、ちょっと疑問に思うのが、このスポーツ振興助成条例のほうの公布の決定というのが、教育委員会では第4条では公布の決定というのをするんですけれども、当然今までも法律の中でもあったんですから、申請が上がったときには、この審議会にまず諮った上で、それが決定に生かされるんだというふうになるべきなんじゃないのかなというふうに思うんですけれども、そういう手続というものはされていたんでしょうか、それについてはどうなのでしょう。

●議長（音喜多議員） 体育振興課長。

●体育振興課長（木村課長） 先ほど言いました団体に規定されて助成されるもの、体育協会等については前段に幾らというのを提案いたしますけれども、個々のスポーツ振興助成、全道大会に行くとか、あるいは全国大会に行くという額については、その都度審議会を開くことは不可能でございまして、当初に年額でこれだけの予算をもって申請について補助をしていきたいという考えを説明して、承諾をいただいているところでございます。

●議長（音喜多議員） 6 番、堀議員。

●堀議員 最後ですからこの程度でやめたいとは思いうんですけれども、私がこの35条を読むと、そうじゃないんですね、その総枠で地方の教育委員会が予算が取っていてというふうな形ではないというふうに私は思うんですよ。ここでいう第35条は、国または地方公共団体が社会教育関係団体に規定する社会教育関係団体であるスポーツ団体に対し、補助金を交付しようとする場合にはですから、当然、個々それぞれがあったときに審議会に諮らなければいけないんじゃないのかなと私は思ってしまいうんですけれども、それを一括でやると、個々の案件についてそれを一々審議会を開くようなわけにはいけないとは言いうんですけれども、でもこの法律の中では、個々の案件について一々審議会を開かなければいけないんだというふうになっている。この差というのはどういうふうに考えたらいいいのかなというふうに思うんですよ。やっていることが私も悪いことじゃないので、より一層スポーツの振興のために助成とかがもっともっと出されるようにといった中では、より簡便化して、手続関係というものがとられるということはいいいことだと

は思うんですけれども、ただ法律上は、私はどうしてもそのようには考えられないんですけれども、これについては何かおかしいんじゃないのかなと、私は毎回毎回の常に申請にあって、それに対して審議会というものが常に開かれるんだと。それを便宜上、毎回毎回だといかないから、一月に1回運営のペースで申請があったものに対してまとめて、一月に1回審議会を開いた中でその助成の可否をやろうとか、そういう形でなければ、なかなか法と整合性というものがとれないんじゃないかなと思うんですけれども、この点についてだけ、もう3回目なのでこれでやめますけれども、この点についてだけ交通整理というか、ちょっと教えていただきたいんですけれども、お願いいたします。

●議長（音喜多議員） 体育振興課長。

●体育振興課長（木村課長） 35条の主な目的は、いわゆる33条の3項、国の関係をうたっておりますけれども、そういう何ていいますか細かいといえますか、さっき言った全道大会に出場だとか、そういうことではなくて、いわゆる大きな大会だとか、あるいはスポーツ団体、オリンピックに参加する経費だとか、そういうことを法的ではうたっているというふうに解釈しております、それらに準じて僕らはそういう補助団体も一応審議会にかけて承諾を得てるということになります。ですから、このスポーツ団体というのは、何々団体、大きな団体ですね、そういうところの補助金の助成については審議会なり、その他の意見を聞くという法の解釈だというふうに僕らは考えております。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。
そのほかございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議員） 日程第10、議案第59号 厚岸町水道事業給水条例等の一部を改正する等の条例の制定についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
水道課長。

●水道課長（常谷課長） ただいま上程いただきました議案59号 厚岸町水道事業給水条

例等の一部を改正する等の条例の制定について、提案理由とその内容について説明申し上げます。

議案書30ページでございます。

町が経営する水道事業のうち、人口の約90％に水道水を供給しております上水道事業会計は、平成20年度から赤字に転じ、今年度を含め4年連続の赤字経営を余儀なくされております。

現在の水道料金は昭和55年に改定以来、30年以上が経過しております。この間、町の発展にあわせて給水区域の拡張を進めるとともに、水のおいなどをとる活性炭処理施設を整備するなど上水処理の向上を図り、安全で良質な水道水の安定供給を維持してまいりました。

また、業務の外部委託による職員数の削減や給与の削減など、経営の効率化とコストの削減にも努めてまいりました。しかし、人口の減少や少子高齢化などの影響で、収入の減少が進む一方、これまで整備した施設の維持管理コストなどがかさみ、20年度から赤字に転じ現在に至っております。

人口の減少に伴い水道水の需要も減少傾向にあり、経営の柱である料金収入も年々減少しておりますが、今後は老朽施設の改築更新に多額の費用が見込まれ、現状のままでは健全経営を図ることが困難な状況にあります。

このようなことから、昨年12月水道事業の経営状況について審議していただく厚岸町水道事業経営審議会の設置条例を町議会第4回定例会で可決していただき、今年1月には同審議会の第1回会合において、水道事業の健全経営化について諮問いたしました。この諮問内容と審議会の開催状況につきましては、2月18日の議員協議会で報告させていただいております。審議会では、1月以降5回にわたって会合を開き、審議を重ねていただき、5月23日に水道料金の改定に向けた答申をいただきました。

この答申内容につきましては、5月25日の厚生文教常任委員会、6月7日の総務産業常任委員会で説明させていただいております。また、6月24日から7月25日にかけて答申内容を公表するとともに、町民の皆様からの意見募集も行いました。

審議会答申を踏まえ、また皆様からいただいた意見も参考に、将来にわたり安全安心な水道水を安定的に供給していけるよう収支の改善を図り、安定した経営基盤を確立するため今般独立採算の原則等に基づいて料金改定を行おうとするものであり、これに伴い関連する二つの条例の一部を改正し、不要となる一つの条例を廃止するものであります。

料金改定につきましては、別冊の議案第59号説明資料に水道料金の改定についてをござらんいただきます。

2ページから6ページまでは、先ほど触れました料金改定に至る背景と必要性についてまとめております。改定案の内容と考え方につきましては、7ページをござらん願います。

まず、基本的な考え方ではありますが、料金改定に当たっては、審議会答申を踏まえ一定期間を料金算定期間として定め、その期間に見合う適正原価に基づいて算定しております。その算定期間は平成24年度から28年度までとし、5年ごとに見直すこととしております。全体の料金水準は平均約20%の引き上げ、料金体系は基本料金と水道料金の2

部制とし、使用者の区分を用途別から口径別に改めることを基本としております。なお、急激な変化の配慮として、用途区分は一度に改めるのではなく段階的に整理することとしております。

8ページをお開き願います。

適正原価に基づく料金水準の引き上げであります。審議会答申を踏まえた基本的な考え方のとおり、料金算定期間に見合う適正な原価に基づき全体の料金水準を平均約20%引き上げようとするものであります。適正原価とは、算定期間における営業費用と資本費用を合わせた総括原価のことで、この財源を料金収入で賄うことになります。営業費用は自宅工事収益や他会計補助金などを控除した維持管理費に、減価償却費と資産減耗費を合わせた費用、基本費用は支払利息と資産維持費の合計から受取利息を控除した費用です。資産維持費とは給水サービスの維持向上、施設の維持等のために事業内に再投資されるべきもので、施設の再構築や企業債償還等の所要額に当たります。

9ページの総括原価計算書をごらんください。

左側、費用項目の営業費用と資本費用の合計、⑫番になりますけれども、このずっと右のほう、一番右が算定期間であります平成24年度から28年度までの5年間の総括原価となります。14億2,851万4,000円、これに対し、そのすぐ下の現行料金収入見込み額、これが10億3,664万2,000円で、3億2,187万2,000円が収入不足となります。

8ページ、中央からやや下のほうにあります計算式がありますが、そのとおり料金収入不足額を料金収入見込み額で除したものが必要な料金水準となります。これがすなわち料金改定率になります。計算では37.8%となっておりますが、三十数年ぶりの引き上げによる町民生活や経済活動への影響を考慮し、20%程度が妥当とする答申のとおりの37.8%を約20%にまで調整した改定案としております。

10ページをお開き願います。

次に、料金体系の見直しであります。

1点目として、現行の基本水量つきの基本料金と基本水量を超えた分について賦課する超過料金の2部料金制を、基本料金をなくした基本料金、基本水量をなくした基本料金と使用水量に応じて賦課する水道料金の2部料金制に改めるものであります。

15ページに新旧対照表をした料金表がございますが、これをあわせてごらんいただきながら、説明させていただきます。

左側に現行料金体系がございます。これは使用用途によって料金に格差を設ける用途別料金体系で、一定数量の範囲内での使用については定額料金とする基本水量制とあわせて、各戸にメータ器を設置して計量給水を始めた昭和36年に、初めて導入したものです。水道普及率が低かった時代に家事を安くして、それ以外の用途を高くして衛生的な生活用の費用を促すことにより公衆衛生の向上を図り、水道の普及を促進する観点から当時多くの市町村で導入されました。しかし、導入から50年を経過し当初の目的は既に達成され、社会経済状況も大きく変化しております。特に基本水量以外は幾ら使っても定額であることにより節水意識が働きにくく、また使っていない分まで請求されるという不満の声もございます。それから、営業用、工業用、農業用など業種間で最大3倍近い格差が生じており、負担の公平を欠く状況にもあります。このため、まず1点目の見直しとして、水使用の有無にかかわらず給水準備のために必要な原価を賦課する、本来

の意味の基本料金と使用水量に応じて賦課する水量料金の２部料金制とし、基本水量は廃止しようとするものであります。

11ページに、現行料金と改定案の違いを図であらわしております。同じ２部料金制の違いですけれども、同じ２部料金制でも上の現行の場合は、基本水量が設定されているため、例えば一般家庭で２立方メートル使用した場合も４立方メートル使ったのと同じ940円の水道料金となります。５立方メートルの場合は１立方メートル超えただけで８立方メートル使ったのと同じ1,680円となってしまいます。また、営業用で５立方メートル使用しか使っていない場合でも、20立方メートル使ったのと同じ4,510円がかかってしまうという例でございます。

これに対し下の改定案では、口径13ミリメートルで５立方メートル使用した場合は、家庭用も営業用も同じ1,810円になるというものであります。

12ページをごらん願います。

料金の算定に当たりましては、総括原価を検針や集金、メーター関係費など、使用者の皆さんのためにかかる費用、それと施設維持費など給水準備のためにかかる固定費、給水量によって変わる変動費の３種目に分解したとき、これを基本料金と水量料金に配分して算定することとなります。しかし、使用者のためにかかる費用とともに、固定費をすべて基本料金に配分しますと、ページ下の総括原価の料金の振り分けの図、この左側のように基本料金が89%を占め、とても高額となってしまいますので、改定案では右側のように使用者のためにかかる費用はそのまま基本料金、そして固定費は基本料金と水量料金にそれぞれ振り分けて、変動費は全額水量料金に配分、全体で基本料金と水量料金の比率が大体30%と70%になるよう調整しております。

13ページをごらんください。

料金体系の見直しの２点目といたしまして、用途区分を現行の７区分から５区分に整理統合することとしております。今回の改定案では、料金体系に口径別を取り入れることが大きな変更点であります。水道施設は最大需要量に備えてつくられ、しかも使用者が一度に利用できる水量は使用している水道管の口径、すなわちメーターの口径の大きさによって左右されますことから、口径の大きさを基準に施設の維持管理など、給水準備にかかる原価を料金に反映させる仕組みである口径別料金は、だれが見ても客観的な尺度を採用するので、公平でわかりやすい料金となるものであります。

近年では、用途別に変わり、口径別を採用する市町村が増えており、日本水道協会の資料では平成21年度では、用途別35.8%に対し、口径別が53%となっております。しかし、一度に用途別から口径別に切りかえますと、現行の用途間で改定率が大きく変わりますため、用途区分を残して現行の７区分について左側の表にありますとおり、一般用を家事用に、それから営業用と団体用、工業用を業務用としてまとめまして、全部で５区分に整理統合するものであります。そして、その上で基本料金については、口径別に設定することとしております。

14ページをお開き願います。

例３点目として、基本料金については、牧場営業用と臨時用を除いて、使用メーターの口径別に13ミリメートルから75ミリメートルまで設定するものであります。

なお、一般家庭のほとんどの口径であります13ミリメートルと20ミリメートルについ

ては、13ミリメートルにあわせた1,029円とし、20ミリメートル使用の方の負担が大きくなるようにしております。25ミリメートルは1,995円、40ミリメートルは1,194.5円、50ミリメートルは9,061.5円、75ミリメートルは1万5,886.5円であります。

4点目に、水量料金は使用水量1立方メートル当たりの単価を設定するものでありますが、家事用と業務用は使用水量により3段階の単価設定としております。これは水量料金は用途などにかかわらず、使用水量に1立方メートル当たりの価格を乗じて算定することが望ましいのでありますが、1カ月の使用水量が少ない方の負担軽減を図るため、使用水量が多くなるほど1立方メートル当たりの料金が高くなる逓増型と言われる料金設定とするものであります。特に、10立方メートル以下は家事用、業務用ともに157.5円と低額に設定しております。11立方メートル以上20立方メートル以下、220.5円、21立方メートル以上については、家事用が241.5円、業務用が283.5円と差を設けております。1件当たりの使用水量が多い農業用につきましては、段階を設けずに136.5円とし、大幅な負担増とならないように設定しております。浴場営業用は、現行の基本料金1立方メートル当たりの89.25円とし、臨時用は現行とおりであります。

以上が料金改定案の内容であります。この改定案による収入見込み等は16ページをお開き願います。

上段の表をごらん願います。

改定案では、22年度に比べ現行区分の一番上の一般用で網かけしております増減額、3,600万円、率で30.1%の増。営業用は約200万円、11.9%の増、団体用では約900万円、29.9%増、工業用は約260万円、6%の減、農業用は約160万円、25.2%増、浴場営業用と臨時用は省略しておりますが、全体で約4,600万円、21.1%の増収を見込んでおります。これで全体平均で20%程度の引き上げということでございます。1件当たりでは、一般用で一月に最少40円、最大では1万5,450円の増額となるケースがございますが、これは一般の家庭ではございません。平均では796円の増額でございます。

この関係によりまして、下の表の左側のとおり、現在全体で92%原価を下回っている料金回収率、これが右側の改定後では107%を確保する見込みであります。現行48%と半分も下回っている農業用につきましても、57.5%までに上がり、現行2.7倍ある工業用との格差も改定後の業務用とでは2倍にまで縮まる見込みであります。

17ページをごらんください。

釧路根室管内市町村との料金比較でございます。

全国的な料金の比較で用いられます家事用で月20立方メートル使用した場合の料金は、現行3,820円で、釧路根室管内では高いほうから8番目、釧路管内では4番目ありますが、改定後の料金は4,800円となりまして、釧路根室管内では上から3番目、釧路管内では2番目となる見込みでございます。

18ページをお開き願います。

改定案では、メーター関係費用は基本料金に転嫁参入しておりますので、現在いただいております水道メーター取付工事分担金については、いただかないこととして、同分担金徴収条例の廃止について、本条例案で提案させていただいております。

19ページをごらん願います。

今回の料金改定とあわせまして、経営改善策として審議会答申を踏まえ、今後の設備

投資においてはできるだけ内部留保資金を充てて借入れを少なくし、企業債残高の抑制を図ることとしております。下のグラフの左側のように、内部資金を充てなければ31年度で約16億円を超えると見込まれる企業債残高を、左側のグラフのように約14億円抑えることとしております。

料金改定とあわせた改善策による財政収支の見通しにつきましては、21ページの財政収支計画のとおりであります。料金改定によりまして表の左側、科目の一番上にあります給水収益は24年度で税抜きで2億5,500万円を確保、そのまま中段まで網かけしたところまで下がっていただいて、収益的収支の差し引き約1,600万円の黒字となる見込みであります。25年度以降は給水人口の減少とともに収益が下降する一方、宮園配水池の改築更新や老朽化の更新などで支出が増加することから、収益的収支は26年度まで黒字を維持いたしますが、27年度からは再び赤字となる見通しでございます。

また、22ページをごらんください。

収益的収支と積立金の状況であります。上段の表のとおり、改定前の表ですけれども、このままでは24年度で積立金が底を尽きまして、25年度から累積欠損金が生じ、31年度では3億円を上回る見通しであります。その下の表のように改定後では改善される見通しであります。

なお、先ほど申しましたように、27年度からは再び赤字に転じますので、31年度から累積欠損金を生じる見通しであります。したがって、28年度には29年度以降の経営計画と料金の見直しが必要と考えます。

以上で、本条例改正等にかかる経緯、それから料金改定の案について説明を終わらせて、次に、条例改正案等の内容についてご説明をいたします。

別に配付しております新旧対照表をごらん願いたいと思います。

第1条、厚岸町水道事業給水条例の一部改正であります。

この条例の第7条の改正は、水道法施行令の改正による引用条番号の改正であります。

同条第3項中、第4条を第5条に改めるものであります。なお、水道法施行令の改正につきましては、平成14年4月の水道法の一部改正に伴い、同法施行令の条番号の整理が行われたものであります。この際、関係する条例改正は行ったものの引用する条番号の改正漏れがあることがわかり、これを今回行うものであります。大変申しわけなく存じますが、今後このようなことのないよう十分注意してまいりますので、ご了解をいただきたいと思います。

次に第22条中の改正は、先ほどご説明いたしました、料金改定により料金体系を改めることによる字句の改正であります。

同条第1項中、超過料金とありますのを水量料金に改めるものであります。

次に、第26条の改正は、同じく料金体系を改めることによる条文の改正であります。月の中途の算定方法にメーターの口径の変更があった場合を追加し、また、使用日数が同一のときの適用項目について明記するものであります。

次に、第32条の改正は、第7条と同様水道法施行令の改正による引用条番号の改正であります。第32条第1項中、第4条を第5条に改めるものであります。

次は、別表の改正であります。料金改定により、料金表の第22条の別表を改めるものであります。

次は、第2条、厚岸町農業用水道給水条例の一部改正であります。

この条例の第7条、第22条、第26条、それから別表につきまして、第1条、厚岸町水道事業給水条例の一部改正と同様の改正を行うものであります。

ここで、議案書32ページへお戻り願います。

第3条、厚岸町水道事業水道メーター取付工事分担金徴収条例の廃止であります。

先ほど説明いたしましたとおり、料金改定により不要となる同条例を廃止するものであります。

次に、附則であります。

第1項は、施行期日であります。

この条例は、平成24年4月1日から施行するものであります。

第2項は、料金の適用に関する経過措置であります。

改定後の料金は、平成24年4月分の料金から適用し、同年3月分までの料金については、旧料金を適用することとするものであります。

第3項は、水道メーター取付工事分担金徴収条例の廃止に伴う経過措置であります。

この条例施行前に行った工事分担金については、この条例施行後も引き続き分担金として徴収する根拠を残すため、廃止前の条例の効力を有することとするものであります。

以上で議案第59号 厚岸町水道事業給水条例等の一部を改正する等の条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

大変雑駁な説明でありましたが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） お諮りいたします。

議案第59号の審査につきましては、議長を除く12人の委員をもって構成する条例審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中に審査することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号の審査につきましては、議長を除く12人の委員をもって構成する条例審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中に審査することに決定いたしました。

●議長（音喜多議員） 本会議を休憩いたします。

午後2時24分休憩

午後2時28分再開

●議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。

- 議長（音喜多議員） 日程第11、議案第48号 平成23年度厚岸町一般会計補正予算、議案第49号 平成23年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第50号 平成23年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算、議案第51号 平成23年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第52号 平成23年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、以上5件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

- 税財政課長（小島課長） ただいま上程いただきました議案第48号 平成23年度厚岸町一般会計補正予算から、議案第52号 平成23年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算の提案理由を説明させていただきます。

議案書の1ページでございます。

平成23年度厚岸町一般会計補正予算（3回目）。

平成23年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9億4,279万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億5,609万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページから3ページ目まで。

第1表、歳入歳出予算補正であります。歳入では、10款11項、歳出では9款12項にわたって、それぞれ9億4,279万6,000円の増額補正でございます。

事項別によりご説明させていただきます。

8ページをお開き願います。

歳入でございます。

10款、1項、1目、1節、地方特例交付金、500万2,000円の減。交付額確定による減であります。

14款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、1節総務管理使用料、132万3,000円の増。情報通信基盤施設使用料、光回線を通じたインターネット利用者の増によるものであります。2項手数料、1目総務手数料、1節総務管理手数料、3万8,000円の増。情報通信設備利用手数料1,000円の減。情報通信基盤施設利用手数料3万9,000円の増、説明欄名称の変更及びIP情報告知端末での営利目的利用料の計上でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、4目農林水産業費国庫補助金、3節水産業費補助金、107万9,000円の増。災害等廃棄物処理事業費補助金。厚岸湖内に堆積する東日本大震災による津波被害を受けたカキ養殖施設の今後の撤去及び処分費用見込み額に対する50%分補助金の計上でございます。

6目土木費国庫補助金、1節道路橋梁費補助金65万円の増。社会資本整備総合交付金、歳出道路橋梁維持費の道路照明整備事業への充当財源として交付内定による計上であります。

16款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金、5節水産業費補助金、4

億8,880円の増。地域づくり総合交付金、水産振興920万円の減。水産業共同利用施設復旧支援事業費補助金4億9,600万円の新規計上。6月の第2回定例会において補正計上しておりましたアサリ漁場復旧助成事業が、国の補助事業に振りかわることによるものでございます。内容につきましては、歳出でご説明いたします。

地域づくり総合交付金養殖事業、200万円の新規計上。カキ人工種苗生産中間育成施設整備事業の財源としての計上でございます。

17款財産収入、2項財産売払収入、2目1節、生産物売払収入258万5,000円の増。カキ種苗売払代92万2,000円の増。餌料藻類売払代166万3,000円の増、それぞれ生産見込み増による計上でございます。

18款、1項寄附金、1目1節一般寄附金12万円の増。内訳は、北海道旅客鉄道株式会社釧路支社様1万700円、栃木県宗石亨様10万円、京都府坂本祐弥様1万円。

4目衛生費寄附金、2節環境政策費寄附金7万2,000円。イオン北海道株式会社様でございます。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金、1,600万円の増。歳出でご説明いたしますカキ養殖施設、アサリ漁場復旧助成事業への一般財源としての計上でございます。

20款、1項、1目繰越金、1節前年度繰越金、7,323万1,000円の増。補正財源調整のための計上であります。22年度決算において歳入歳出差引4億8,514万1,953円とあいなり、翌年度の繰越財源1,133万5,456円を翌年度繰越財源に充て、実質収支は4億7,380万6,497円でした。このうち財政調整基金への法定上の積立金として3億円を積み立て、前年度繰越金としては1億7,380万6,497円となるものでございまして、この一部を今回計上させていただいているところでございます。残額としては、6,603万2,000円とあいなります。今後の補正財源として留保している分でございます。

21款諸収入、6項、3目、3節雑入、1,070万円の減。主な内容は情報通信基盤施設損害賠償金212万2,000円の増。情報通信基盤施設移設補償費20万3,000円の増。内容充実につきましては、歳出でご説明いたします。備荒資金災害支消交付金1,425万5,000円の減。3月29日開催の臨時会において、東日本大震災関連補正予算の財源として計上しておりました当交付金につきまして、充当歳出であります災害見舞金及び災害援護資金貸付金の確定に伴い843万円の保険額となることから、残りの充当財源を前年度繰越金へ振りかえるものでございます。過年度障害者自立支援給付費国庫負担金等20万8,000円の増。自動車損害共済金2万2,000円の増。いきいきふるさと推進事業助成金、養殖事業100万円の増。釧路産炭地域活性化事業費補助金、農地20万円の減。釧路産炭地域活性化事業費補助金、道路橋梁維持20万円の増であります。充当先につきましては、歳出でご説明いたします。

22款、1項町債、4目農林水産業債、1節農業債、470円の増。道営別寒辺牛地区道路整備事業債、3節水産業債、3億9,680万円の増。アサリ漁場災害復旧助成事業債2億6,240万円。アサリ養殖施設災害復旧助成事業債1億3,440万円。

10目1節臨時財政対策債、2,690万円の減。発行可能額の決定に伴う減額で、補正後額2億8,510万円となるものでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

12ページ、歳出でございます。

1 款、1 項、1 目議会費、71万9,000円の増。議会運営46万3,000円の増。主に費用弁償、当初予算計上分の精算21万6,000円の減及び総務産業常任委員会道内視察、先進地視察分、62万7,000円の追加計上でございます。議会事務局25万6,000円の増。総務産業常任委員会道内先進地視察等における事務局職員随行旅費の追加計上でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、194万6,000円の増。総務一般50万円の増。北海道町村会として東日本大震災の義援金として、岩手県、宮城県、福島県の各町村会に5,000万円ずつ、合計1億5,000万円を贈呈するに当たり、釧路町村会分600万円のうち350万円を7町村で均等に特別負担する分の計上でございます。庁内印刷21万2,000円の増、庁舎・町民広場123万4,000円の増、役場庁舎の修繕料などの計上でございます。

4 目情報化推進費2,140万円の増。総合行政情報システム840万円の増。平成24年7月から外国人住民が新たに住民基本台帳法の適用対象に加わる予定とされており、町内に在住する外国人にも住民票の写し等が発行できるようにするなどのための、外国人管理システムの導入経費の計上でございます。地域情報通信基盤整備1,300万円の増。修繕料の計上であります。内容は厚岸情報ネットワークの光回線ケーブルなどについて道路工事による支障移転3件、281万9,000円、うち1件20万3,000円が歳入計上の移設補償費の充当となります。交通事故等による破損復旧3件、212万2,000円、この全額が歳入計上の損害賠償金の充当となります。北電柱とN T T柱の建てかえによる強化変更394万8,000円、新規受信可能となったT V Hへの対応84万円、転入世帯等に対する新規設置など627万1,000円でございます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、843万円の減。東北地方太平洋沖地震災害援護に計上の災害見舞金14万円を減じ、67件179万円の支給。災害援護資金貸付金829万円を減じ、3件71万円の貸し付け、それぞれ確定に伴う減でございます。

2 目心身障害者福祉費349万円の増。平成22年度に交付された障害者自立支援給付費国庫負担金等の精算に伴う返還金であります。

4 目老人福祉費、220万9,000円の増。介護保険特別会計への繰出金1万4,000円の計上であります。特別養護老人ホーム心和園消防設備整備事業219万5,000円の新規計上。今年度の消防法に基づく点検により、消火スプリンクラーポンプが老朽化に作動しないことが判明し、修理部品が製造中止となっていることから同設備の取りかえ工事を行う予算の計上でございます。

7 目自治振興費、94万7,000円の増。テレビ共同受信施設整備助成、新規受信可能となったT V Hへの設備対応工事費用相当額として、テレビ共同受信施設組合8件への助成金の計上でございます。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、4 目水道費、210万円の増。簡易水道事業特別会計への繰出金の計上でございます。

2 項環境政策費、1 目環境対策費、10万円の増。環境対策寄附金を財源として環境保全基金への積み立てでございます。

5 款農林水産業費、1 項農業費、4 目労働費、472万5,000円の増。道営別寒辺牛地区道路整備事業について、事業費配分増に伴う計上でございます。

5 目農地費、130万2,000円の減。町営牧場管理用機械整備事業、機械器具購入費の確

定に伴う減であります。

2 項林業費、5 目特用林産振興費、2 万3,000円の増。議案第53号で議決いただいた、きのか菌床センターの車両事故に伴う事故賠償金の計上であります。

3 項水産業費、1 目水産業総務費、250万円の増。水産業一般34万3,000円の増。東日本大震災によるカキ養殖施設、アサリ漁場の復旧対応を道庁と協議するための旅費34万3,000円の増。北海道漁船海難防止水難救済センターの全道大会が、開催地であった厚岸町が東日本大震災による漁業被害及び救難所機材の破損などの大打撃を受けたことにより、中止となったことによる負担金10万円の減。厚岸漁業協同組合が事業主体となる厚岸地区水産物消費拡大推進事業が、道釧路総合振興局の地域づくり総合交付金を受けて行われるに当たり、採択要件が町の財政的・人的支援が条件であることから、同行する町職員の旅費相当分10万円を補助するものであります。

漂流物破損漁具撤去処分215万7,000円の増。厚岸湖内に堆積する東日本大震災による津波被害を受けたカキ養殖施設の今後の撤去及び処分費見込み額の計上でございます。

2 目水産業費、水産振興費、8 億9,670万円の増。国の東日本大震災への復旧予算である第2次補正予算で、厚岸町の災害復旧への補助金の割り当て内示があり、大きな被害を受けたアサリ漁場及びカキ養殖施設の本格復旧費の計上でございます。説明資料を配付してございますので、ごらんください。

厚岸漁業協同組合が事業主体となってカキ養殖施設災害復旧事業は、津波によって壊滅的被害を受けた厚岸湖内のカキ養殖施設を、共同利用施設として2,000台復旧整備する内容です。裏面の2ページに、整備場所を記載しておりますので参考に付していただきたいと存じます。

アサリ漁場災害復旧事業は、厚岸漁業協同組合に区画漁業権が設定されているアサリ島の砂が、津波によってアサリ貝とともに甚大な量が押し流されたため、約83万平方メートルにわたりアサリ島の形状や生育可能な砂の層をもとに復旧整備する内容でございます。補助対象事業費は、カキが3 億3,600万円、アサリが6 億5,600万円です。財源は国が50%、北海道が25%、残り25%分の3分の2を町負担として厚岸漁業協同組合に助成しようとするものでございます。ただし、北海道は9月13日開会の定例道議会へ補正予算案を提出いたしますが、議決予定が10月7日ころであり、町予算には道補助金分を計上できないことから、代替財源として町の災害復旧事業債を充て、道補助金が決定後に開会する町議会で補正予算の財源振りかえを行う予定でございます。

また、財源として計上しております災害復旧事業債は、財務省北海道財務局との事前の調整において、北海道と厚岸町の復興限度額、国庫補助金の残80%相当分を上限であります。この分の発行の内諾を得ており、その元利償還金の95%分が普通交付税の基準財政需要額に算入されるものであります。

以上、この措置は、早期復帰を望む厚岸漁業協同組合及びカキ、アサリ漁業者に災害復旧に対する財政支援の全体像を示し、本格復旧工事に早期に着手していただくための措置でありますことを申し添えます。また、6月定例会で議決いただきました単独事業としてのアサリ漁場復旧助成事業1,263万3,000円は、本予算によりすべて国の補助事業として遡及適用になるものでございます。

補正予算のほうにお戻りください。

5 目養殖事業費、607万3,000円の増。カキ種苗センター141万7,000円の増。施設内設備の修繕料の計上でございます。カキ種苗生産118万5,000円の増。主に種苗生産資材の追加計上でございます。水産増養殖調査研究112万1,000円の増。北海道市町村振興協会のいきいきふるさと推進事業助成金100万円を受けて、水産増養殖の調査研究予算を計上するものであります。カキ人工種苗生産・中間育成施設整備事業、235万円。厚岸漁業協同組合が事業主体となって実施するカキ種苗を付着させたホタテ盤の陸上における人工種苗生産施設及び湾内の中間育成施設の整備費に対する補助金の新規計上でございます。事業費の50%を北海道地域づくり総合交付金を充当し、中間育成施設の補助残の3分の1相当額を町費として補助する内容でございます。

6 款、1 項商工費、3 目食文化振興費、50万4,000円の増。味覚ターミナル・道の駅、主に施設修繕料の計上でございます。5 目観光施設費28万円の増。その他観光施設の修繕料の計上でございます。

7 款土木費、2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁維持費、232万円の増。道路橋梁管理107万円の増。道路補修用の碎石購入でございます。道路照明整備事業65万円の増。補正後予算額100万円に対して社会資本整備総合交付金65万円。釧路産炭地域活性化事業費補助金20万円が充当となるものでございます。港町1号公園通りほか整備事業、60万円の増。町道の補修工事費の追加計上でございます。

8 款、1 項消防費、2 目災害対策費、615万5,000円の増。災害発生時に使用する防災行政無線の携帯無線機40台の購入費と免許申請手数料、衛星携帯電話機2台の購入費と通信料の新規計上でございます。

9 款教育費、5 項社会教育費、1 目社会教育総務費、22万4,000円の増。真龍中学校吹奏楽部が釧路地区吹奏楽コンクールで金賞を受賞し、釧路管内代表として北海道吹奏楽コンクール出場に対して、町文化振興条例に基づく助成費の計上であります。

5 目博物館運営費11万3000円の増。太田屯田開拓記念館施設修繕料等の計上であります。

以上で、歳出の説明とさせていただきます。

1 ページへお戻り願います。

第2条、地方債の補正でございます。

地方債の追加、変更は、第2表、地方債補正による。

4 ページをお開きください。

追加でございますが、災害復旧事業、限度額3億9,680万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

次に変更でございますが、辺地対策事業、限度額470万円の増、臨時財政対策債、限度額2,690万円の減、起債の方法、利率、償還の方法については、変更ございません。

5 ページ、地方債に関する調書補正であります。

表の下段、合計欄であります。平成22年度末現在高111億791万1,000円。23年度中起債見込み額13億4,860万円、補正後の平成23年度末現在高見込み額は114億7,287万5,000円となるものでございます。

以上で、議案第48号の説明を終わります。

次に、議案第49号でございます。

議案書の 1 ページでございます。

平成23年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（1 回目）

平成23年度厚岸町の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、第 1 項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,196万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億9,441万6,000円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお開き願います。

第 1 表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では 1 款、1 項、歳出では 1 款、1 項にわたって、それぞれ2,196万円の増額補正でございます。

事項別によりご説明させていただきます。

4 ページをお開き願います。

歳入でございます。

11款、1 項、1 目繰越金、1 節前年度繰越金、2,196万円の増。

以上で歳入の説明を終わります。

6 ページをお開き願います。

歳出でございます。

9 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、3 目償還金、2,196万円の増。前年度に交付された療養給付費等国庫負担金などの精算返還金でございます。

以上で議案第49号の説明を終わります。

続きまして、議案第50号でございます。

議案書の 1 ページでございます。

平成23年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算（1 回目）

平成23年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、第 1 項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ210万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,040万1,000円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお開き願います。

第 1 表でございます。歳入歳出予算補正であります。歳入では 1 款、1 項、歳出では 1 款、1 項にわたり、それぞれ210万円の増額補正でございます。

事項別によりご説明させていただきます。

4 ページをお開き願います。

歳入でございます。

5 款繰入金、1 項、1 目、1 節一般会計繰入金、210万円の増でございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

6 ページをお開き願います。

歳出でございます。

2 款水道費、1 項、1 目水道事業費、210万円の増。簡易水道施設の修繕料153万3,000円の増であります。漏水調査事業56万7,000円の増であります。

以上で、議案第50号の説明を終わります。

続きまして、議案第51号でございます。

議案書の1 ページでございます。

平成23年度厚岸町介護保険特別会計補正予算（1 回目）

平成23年度厚岸町の介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1 条、第1 項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,125万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8 億9,284万9,000円とする。

第2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお開き願います。

第1 表、歳入歳出予算補正であります。歳入では3 款、3 項、歳出では2 款、2 項にわたり、それぞれ2,125万2,000円の増額補正でございます。

事項別によりご説明させていただきます。

4 ページをお開き願います。

歳入でございます。

5 款道支出金、1 項道負担金、1 目、1 節、介護給付費負担金、61万4,000円の増。過年度分でございます。

7 款繰入金、1 項、1 目、1 節一般会計繰入金、1 万4,000円の増。

8 款、1 項、1 目繰越金、1 節前年度繰越金、2,062万4,000円の増。平成22年度決算による繰越金の計上でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

6 ページをお開き願います。

歳出でございます。

5 款、1 項、1 目介護給付費準備基金費、1,713万5,000円の増。基金積立金でございます。

8 ページ。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、1 目第1 号被保険者介護保険料還付金、1 万3,000円の増。

2 目償還金410万4,000円の増。介護給付費国庫負担金等の精算返還金でございます。

以上で、議案第51号の説明を終わります。

続きまして、議案第52号でございます。

議案書の1 ページでございます。

平成23年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算（1 回目）

平成23年度厚岸町の後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1 条、第1 項、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ22万6,000円を追加し、歳

入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 1,160 万 9,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお開き願います。

第 1 表、歳入歳出予算補正であります。歳入では 2 款、3 項、歳出では 2 款、2 項にわたって、それぞれ 22 万 6,000 円の増額補正でございます。

事項別によりご説明させていただきます。

4 ページをお開き願います。

歳入でございます。

4 款、1 項、1 目繰越金、1 節前年度繰越金 16 万 7,000 円の増。

5 款諸収入、3 項、3 目、1 節雑入 6 万円の増。4 項償還金及び還付加算金、1 目、1 節保険料還付金、1,000 円の減。

以上で歳入の説明を終わります。

6 ページをお開き願います。

歳出でございます。

2 款、1 項、1 目後期高齢者医療広域連合納付金 16 万 7,000 円の増。後期高齢者医療広域連合への負担金の増でございます。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金、5 万 9,000 円の増。過年度分の保険料の還付金の計上でございます。

以上をもちまして、議案第 48 号 平成 23 年度厚岸町一般会計補正予算から、議案第 52 号 平成 23 年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） 本 5 件の審査方法について、お諮りいたします。

本 5 件の審査については、議長を除く 12 人の委員をもって構成する平成 23 年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、直ちに審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。

よって、本 5 件の審査については、議長を除く 12 人の委員をもって構成する平成 23 年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、直ちに審査することに決定いたしました。

●議長（音喜多議員） 本会議を休憩します。

午後 2 時 59 分休憩

午後 4 時50分再開

●議長（音喜多議員） 再開します。

●議長（音喜多議員） ここで、会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午後 4 時50分休憩

午後 4 時54分再開

●議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。

●議長（音喜多議員） 本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

午後 4 時54分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 2 3 年 9 月 8 日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員